2016沖縄県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書

平成２８年９月５日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目　　次

Ⅰ. 調査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ. 基礎情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有　・・・・・・・8

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅴ. 議会と行政の討議と課題共有　・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅵ. 住民説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

Ⅶ. その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅷ. アンケート調査の構成と評価　・・・・・・・・・・・・・・・42

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

あとがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

Ⅰ．調査の概要

1．調査対象

沖縄県議会及び沖縄県内41市町村議会

2．調査期間

平成28年4月11日～6月16日

3．調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

4．調査時点

平成28年4月1日

5．調査の視点

調査は議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていなければ」、「行っていない」という評価とする基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

6．回収率

項目	総数	回答数	未回答数	回答率	回答議会基本条例施行議会数	回答に占める条例施行比率
沖縄県	1	1	0	100%	1（1）	100%
市	11	10	1	91%	3（3）	30%
町村	30	12	18	40%	3（4）	25%
計	42	23	19	55%	7（8）	30%

（注）沖縄県の議会基本条例施行議会数は8議会である。（2015.9現在）

市（11市）

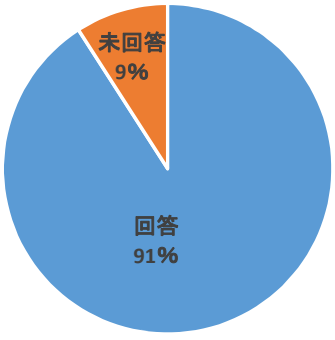

町村（30町村）

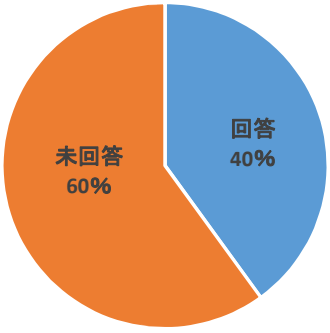

全体（42県市町村）

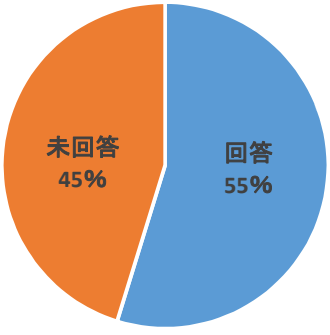

6. 回答分析

（1）人口区分別回答状況

人口規模	総数	回答数	未回答数	回答率	回答数比率
10万人以上	4	4	0	100%	59%
5万人以上	5	4	1	80%	
2万人以上	7	5	2	71%	
1万人以上	7	5	2	71%	41%
5千人以上	3	0	3	0%	
5千人以下	15	4	11	27%	
計	41	22	19	54%	

（注） 沖縄県含まず。

コメント：
人口規模が2万人以上の議会の回答数が多い。

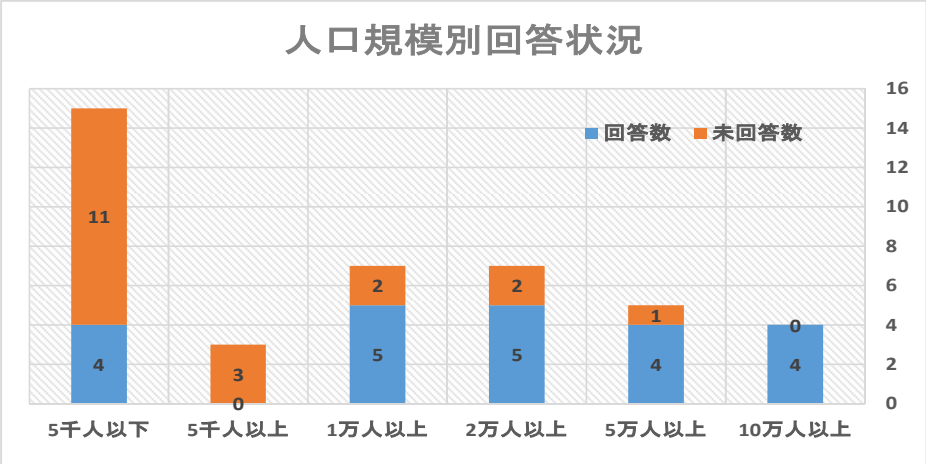

（参考）沖縄県の人口区分にみる市町村の構成

人口規模	市町村数	比率	累計	市町村比
10万人以上	4	10%	10%	39%
5万人以上	5	12%	22%	
2万人以上	7	17%	39%	
1万人以上	7	17%	56%	61%
5千人以上	3	7%	64%	
5千人以下	15	37%	100%	
計	41	100%		100%

（注）沖縄県含まず。

コメント：
人口規模が2万人以上と以下の議会数の比率は約4対6と、2万人以下の議会数が多い。

Ⅱ．基礎情報

1　議会の議員定数

市･町村別に見た1議会平均議員定数

項目	議会数	議員総定数（人）	1議会平均議員定数（人）
県	1	48	48
市	10	269	27
町村	12	166	14
計	22	435	20

（注）計は市＋町村、県含まず、

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	議会数	議員総定数（人）	1議会平均議員定数（人）
10万人以上	4	127	32
5万人以上	4	100	25
2万人以上	5	96	19
1万人以上	5	78	16
5千人以下	4	34	9
計	22	435	20

（注）沖縄県議会含まず。

2　議会に女性議員の有無

女性議員０議会

議会名	女性議員有	女性議員無	計	比率
市	10	0	10	0%
町村	6	6	12	50%
全体	16	6	22	27%

（注）沖縄県含まず。

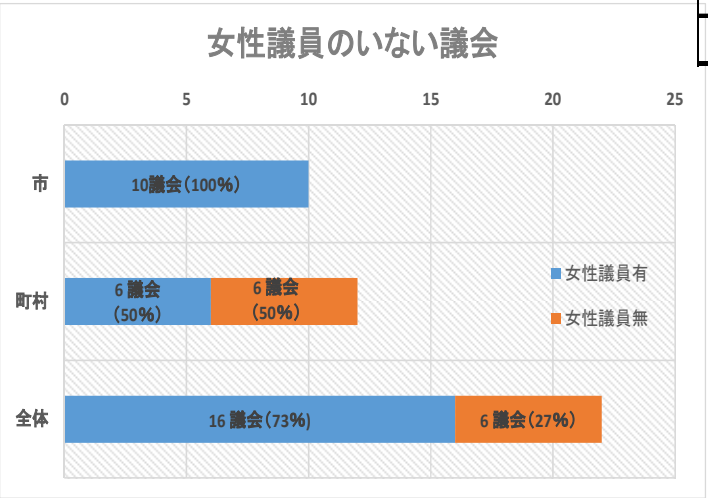

女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	北谷町	18	4	22%
2	南風原町	16	3	19%
3	那覇市	40	7	18%
4	沖縄市	30	5	17%
5	石垣市	22	3	14%

コメント:
①女性議員がいない議会は町村では12議会中6議会（50%）であった。
②人口規模2万人以下の9議会中6議会（67%）で女性議員がいない。
③人口規模2万人以下の議員総定数112人中3人（0．3人）しか女性議員がいない。
④女性議員が少ないということは、女性の視点からの声が議会審議の中に反映する機会が極めて少ないことを示している。

人口規模別に見た女性議員0議会分布

人口規模	議会数	議員総定数（人）	女性議員数（人）	1議会平均（人）	女性議員比率	女性議員０議会数	女性議員０議会比率
10万人以上	4	127	17	4．3	13%	0	0%
5万人以上	4	100	7	1．8	7%	0	0%
2万人以上	5	96	14	2．8	15%	0	0%
1万人以上	5	78	2	0．4	3%	3	60%
5千人以下	4	34	1	0．3	3%	3	75%
計	22	435	41	1．9	9%	6	27%

（注）沖縄県議会含まず。

コメント：人口規模2万人以下の議会では女性議員0議会が多い。また女性議員の数も少ない。

３　会派の有無

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	無の比率
市	10	0	10	0%
町村	1	11	12	92%
全体	11	11	22	50%

（注）沖縄県含まず。

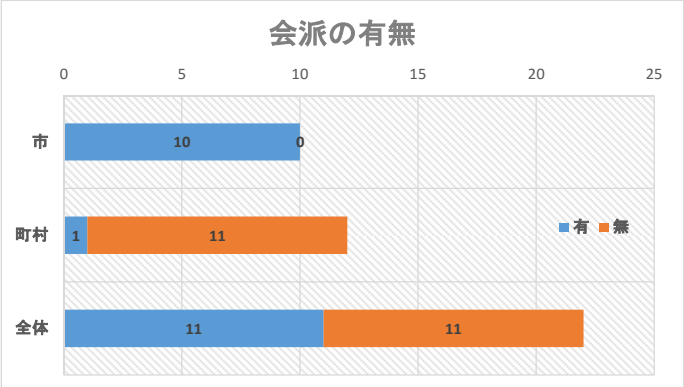

４　議員の平均年齢

市・町村別議員の平均年齢

項目	議会数	平均年齢（歳）
市	10	58
町村	12	59
計	22	59

議会議員の平均年齢の分布

平均年齢	市議会	町村議会	計	構成比率
50～54	2	2	4	18%
55～59	3	3	6	27%
60～64	4	7	11	50%
無回答	1	0	1	5%
計	10	12	22	100%

平均年齢上位･下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
石垣市	53.0	1
座間味村	53.0	1
粟国村	54.8	2
南城市	55.0	3
⟆	⟆	⟆
中城村	62.0	20
本部町	62.0	20
大宜見村	62.0	20

（注）沖縄県議会は54歳

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	平均年齢（歳）
10万人以上	4	57
5万人以上	4	61
2万人以上	5	57
1万人以上	5	61
5千人以下	4	58
計	22	59

（注）沖縄県議会含まず。

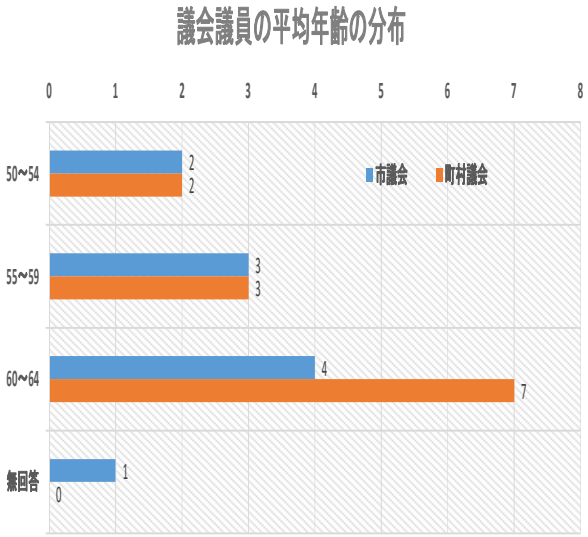

5　政務活動費

市・町村別政務活動費の有無

議会名	有	無	計	有の比率
市	10	0	10	100%
町村	7	5	12	58%
全体	17	5	22	77%

（注）沖縄県議会含まず。

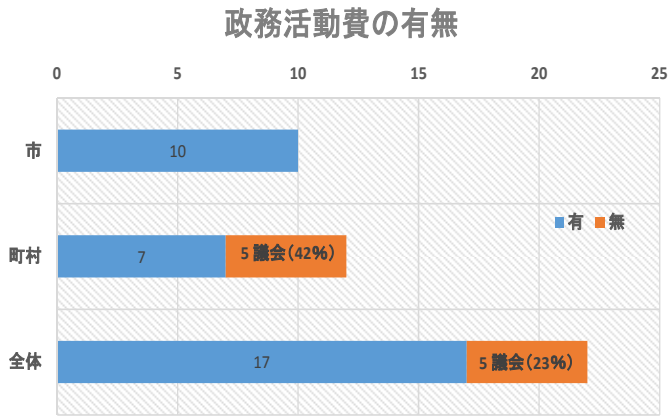

政務活動費の金額分布

政務活動費	市議会	町村議会	計	構成比率
0.1～0.9	0	1	1	6%
1.0～1.9	3	5	8	47%
2.0～2.9	5	0	5	29%
3.0～3.9	1	1	2	12%
9.0～9.9	1	0	1	6%
計	10	7	17	100%

（注）沖縄県議会含まず。

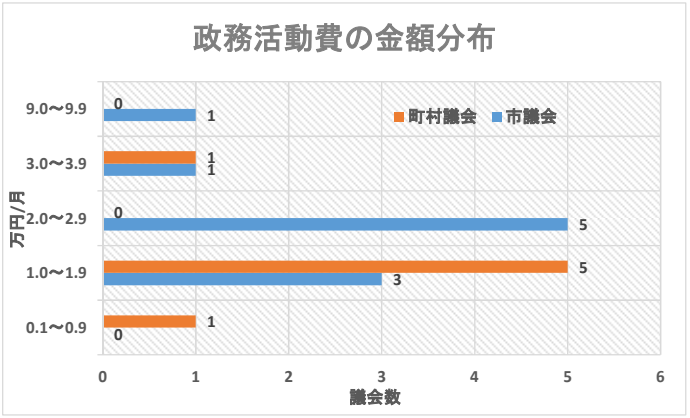

人口規模別政務活動費の有の分布

人口規模	回答数	政務活動費有	比率	有の比率	政務活動費総額（月額）	比率	総額比率
10万人以上	4	4	100%	76%	16.0	44%	85%
5万人以上	4	4	100%		7.0	19%	
2万人以上	5	5	100%		8.0	22%	
1万人以上	5	4	80%	24%	5.5	15%	15%
5千人以下	4	0	0%		0.0	0%	
計	22	17	77%		36.5	100%	

6　次期H30.9統一地方選挙実施状況

市・町村別H30.9統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	有の比率
市	5	5	10	50%
町村	8	4	12	67%
全体	13	9	22	59%

（注）沖縄県議会含まず。

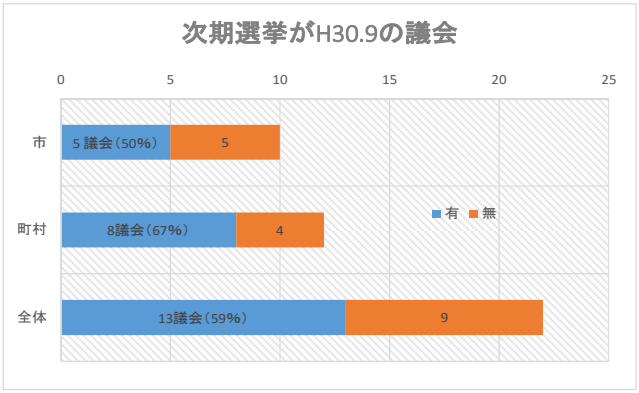

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問１　請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率
1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）	1	7	70%	宜野湾市、石垣市、浦添市、糸満市　沖縄市、うるま市、**南城市**	7	59%	大宜見村、本部町　恩納村、金武町　**与那原町**、座間味村、粟国村	15	65%
2	検討中		0	0%		0	0%		0	0%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		2	20%	**名護市**、宮古島市	4	33%	国頭村、**読谷村**　北谷町　中城村	6	26%
4										
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		1	10%	**那覇市**	1	8%	**南風原町**	2	9%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

【グラフデータ】

（回答数 10）

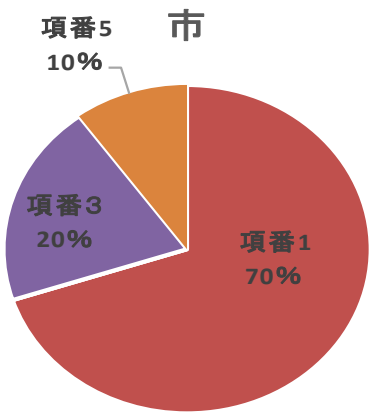

（回答数 12）

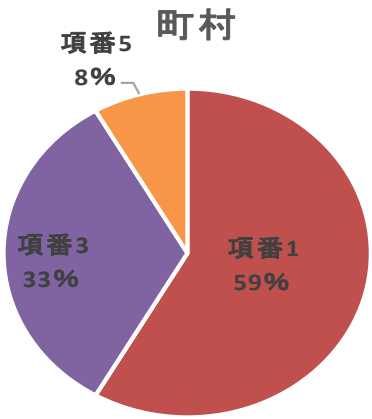

（回答数 23）

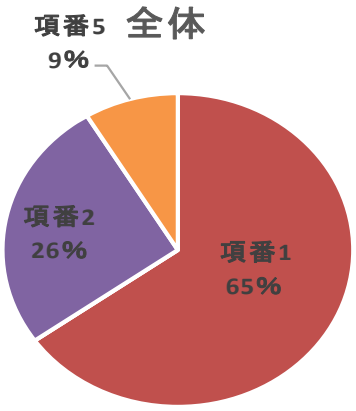

【コメント】

「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」（項番3～5）は、８議会（35%）で、直接、議会で住民が提案説明が行われている。

問2　住民等との意見交換（住民との一般会議）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率
1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	7	70%	石垣市、浦添市 糸満市、沖縄市 うるま市、宮古島市　**南城市**	7	59%	大宜見村、本部町 恩納村、金武町 北谷町、中城村 粟国村	15	65%
2	検討中		1	10%	宜野湾市	1	8%	座間味村	2	9%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している			0%		1	8%	国頭村	1	4%
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している（H27.4～28.3の期間）		1	10%	**名護市**	2	17%	**与那原町**、**南風原町**	3	13%
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年複数回実施している（H27.4～28.3の期間）		1	10%	**那覇市**	1	8%	**読谷村**	2	9%
回答数　計		1	10	100%		12	101%		23	100%

【グラフデータ】

（回答数 10 ）

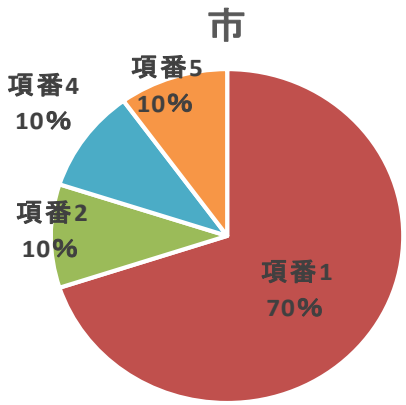

（回答数 12 ）

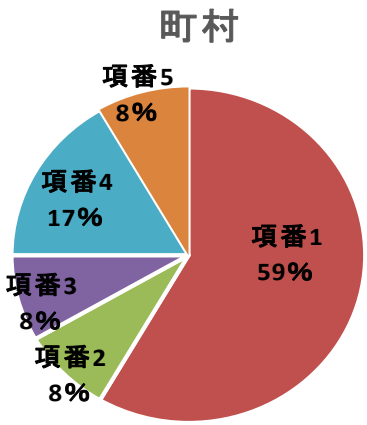

（回答数 23 ）

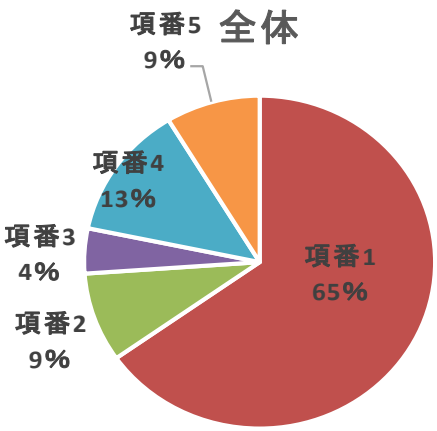

【コメント】

議会主催による「住民等との意見交換」が実施されている議会（項番3～5）は、6議会（26%）で住民等との意見交換が行われている。

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	比率	対話有比
10万人以上	4	1	25%	67%
5万人以上	4	1	25%	
2万人以上	5	2	40%	
1万人以上	5	1	20%	33%
1万人以下	4	1	25%	
計	22	6	27%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

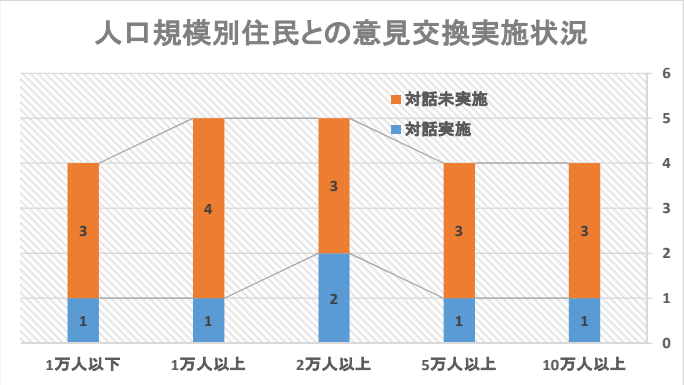

・2万人以上の議会（13議会）で住民との意見交換有り（4議会）は67%の議会で行われている。
・2万人以下の議会（9議会）では住民等との意見交換有り（2議会）は33%の議会で行われている。

問2　補足設問1　住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H27.4～28.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	那覇市	2	市民等	報告会に関するもの、その他
2	名護市	1	対象の特定なし	①議会に寄せられた陳情について ②議会に関する要望・意見交換
3	国頭村	3	国頭村森林組合	世界自然遺産指定後の経営方針
			国頭村奥区	奥こいのぼりまつり継続の課題
			国頭村奥間区	奥間大綱曳きイベントの課題
4	与那原町	1	認可保育所所長	待機児童問題について
5	南風原町	1	住民	町行政全般、議会運営

問2　補足設問2　議会主催による住民へのアンケート調査

H27.4～28.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	行っている		0		0%	0		0%	0	0%
2	行っていない	1	6		60%	9		75%	16	70%
3	未回答		4		40%	3		25%	7	30%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

【グラフデータ】

（回答数 10 ）

市

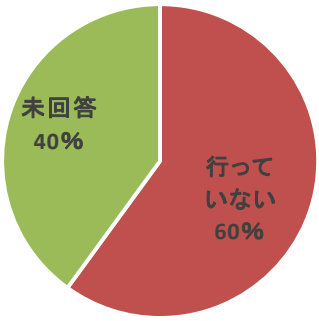

（回答数 12 ）

町村

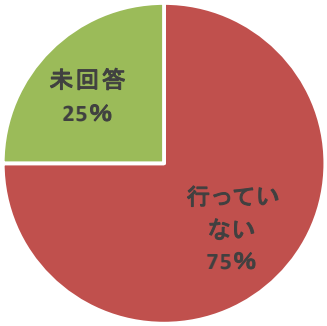

（回答数 23 ）

全体

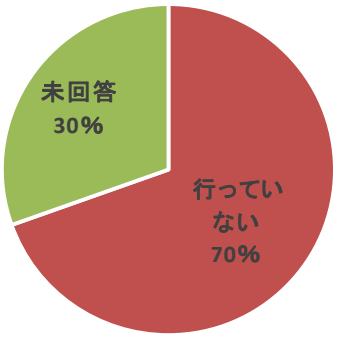

【コメント】

議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、どこの議会でも行われていないことがわかった。
議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ（地域課題）を定めて、住民意識を調査（アンケート調査）することで、データ（住民意識）に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。

問３　傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率
1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	10	100%		12	100%		23	100%
2	検討中		0			0	0%		0	0%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、認めており、傍聴者の発言の実績がある。		0			0	0%		0	0%
4			0			0				
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある。		0			0	0%		0	0%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

（注）補足設問の①傍聴者数の公表（広報誌等）、②手話通訳（事前予約含む）の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。

【グラフデータ】

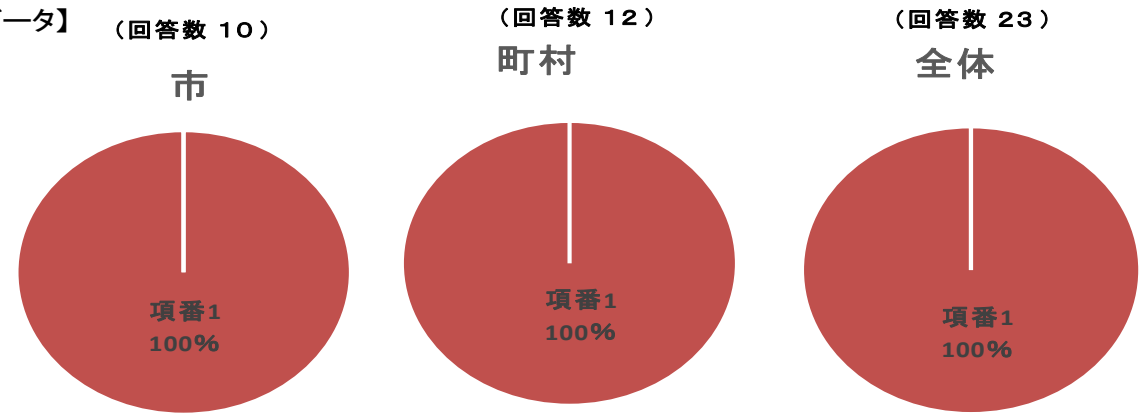

【コメント】

「本会議又は委員会で傍聴者の発言」は、すべて認めていない（実績ない）。
傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための１つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。
ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聴くことは難しいが、委員会では分離されていないところが多いので、この辺から変えていく必要がある。さらに、傍聴者の発言を聴く委員会の運営方法や委員会の審議に反映する方法を定める必要があるのではないか。

（参考1）「北海道福島町議会への参画を推奨する規則」
第２条　『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。
第３条　議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

（参考2）「北海道芽室町議会傍聴条例」
（傍聴の奨励）第２条　議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

県・市・町村比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民との対話の場	傍聴者の発言	全体
県	1.0	1.0	1.0	1.0
市	1.8	1.8	1.0	1.5
町村	2.0	2.1	1.0	1.7

議会基本条例有無比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民との対話の場	傍聴者の発言	全体
議会基本条例あり	2.7	3.4	1.0	2.4
議会基本条例なし	1.5	1.3	1.0	1.3

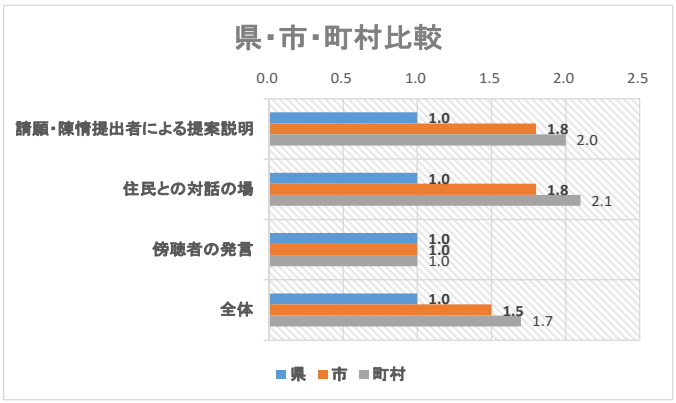

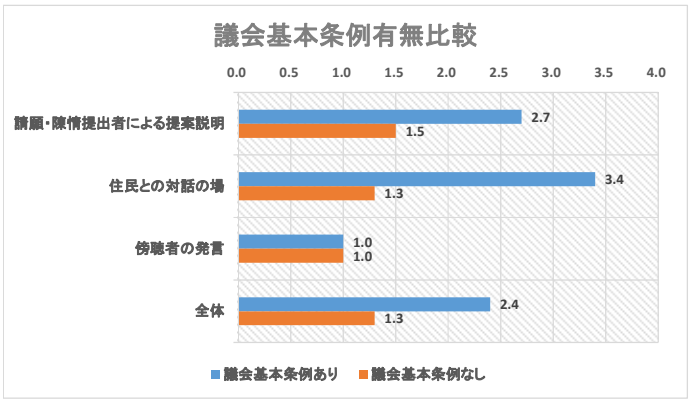

(注)町村議会の方が、市議会より議会への住民参加が進んでいる。また、議会基本条例が施行されている議会の方が、未施行の議会より、住民参加が進んでいる。

（参考）北海道の調査結果

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
道	1.0	3.0	1.0	1.7
市	2.0	2.2	1.0	1.7
町村	1.3	1.9	1.0	1.4

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
議会基本条例あり	2.1	2.9	1.1	2.0
議会基本条例なし	1.3	1.7	1.0	1.3

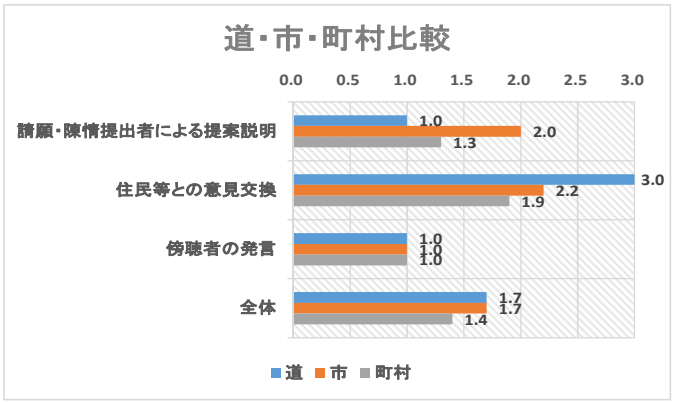

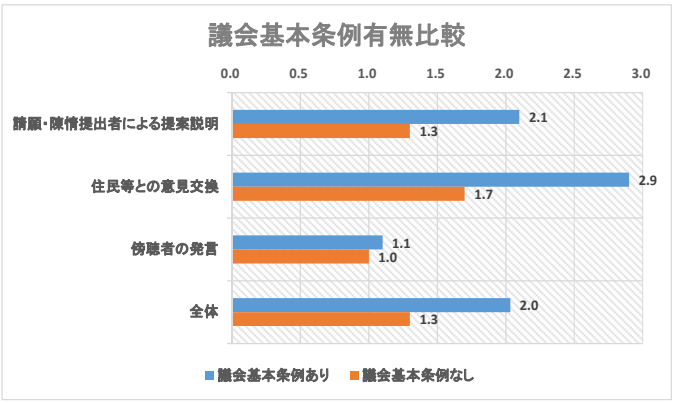

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成

問4　首長側提出議案等に対する議員間の討議（自由討議）により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	7	石垣市、浦添市 名護市、糸満市 沖縄市、うるま市 宮古島市	70%	9	読谷村、南風原町　他	75%	17	74%
2	検討中		1	宜野湾市	10%	1	座間味村	8%	2	9%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている		1	南城市	10%	2	国頭村、与那原町	17%	3	13%
4					0%			0%		0%
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている		1	那覇市	10%	0		0%	1	4%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

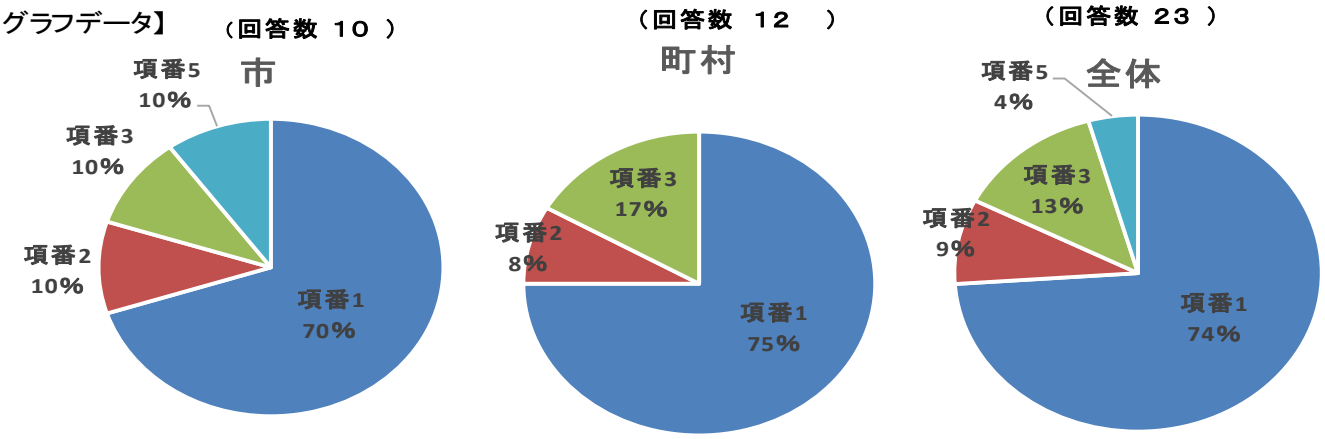

【コメント】

「首長側提出議案に対する議員間の討議（自由討議）が行われている」（項番3～5）は、4議会（17%）であった。「議員間の自由討議が行われていない」（項番1・2）は、19議会（83%）であった。議会基本条例施行議会では、条例で議員間の自由な討議が規定されているにもかかわらず、行われていない実態がある。なぜ、議員間の自由討議が行われないのか。何か理由がありそうだ。

実際、補足設問1・2・3の首長提出案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提案」を「自由討議を行っていると回答の議会」と「自由討議を行っていないと回答の議会」とで比較（次頁）すると、前者は「議会による否決」「議員による修正」「政策提案」がすべて0議会、それに対し、後者は「議会による否決」が3議会、「議員による修正」が4議会、「政策提案」が0議会と、「自由討議を行っていないと回答の議会」の方が多いという結果であった。「議員間の自由討議」が深まれば「議会による否決」「議員による修正」「政策提言」が多くなるという仮説は成り立たないようだ。

問4　補足設問1・2・3

1. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。

2. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）に対する議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか。

3. H27.4～28.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	2	0	0	0
自由討議を行っていない議会	8	2	3	0
計	10	2	3	0
（注）数は議会数	20%	20%	30%	0%

町村

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	2	0	0	0
自由討議を行っていない議会	10	1	1	0
計	12	1	1	0
（注）数は議会数	17%	8%	8%	0%

全体

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	4	0	0	0
自由討議を行っていない議会	18	3	4	0
計	22	3	4	0
（注1）数は議会数	18%	14%	18%	0%

（注2）沖縄県議会含まず

（参考）政務活動費と「議会による否決」等との関係性

市

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
政務活動費が有る議会	10	2	3	0
政務活動費が無い議会	0	0	0	0
計	10	2	3	0
（注）数は議会数	100%	20%	30%	0%

町村

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
政務活動費が有る議会	7	0	1	0
政務活動費が無い議会	5	1	0	0
計	12	1	1	0
（注）数は議会数	58%	8%	8%	0%

全体

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
政務活動費が有る議会	17	2	4	0
政務活動費が無い議会	5	1	0	0
計	22	3	4	0
（注1）数は議会数	77%	14%	18%	0%

（注2）沖縄県議会含まず

問5　調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	8	名護市、南城市 他	80%	12	読谷村、与那原町、南風原町 他	100%	21	92%
2	検討中		1	宜野湾市	10%	0		0%	1	4%
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		1	那覇市	10%	0		0%	1	4%
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

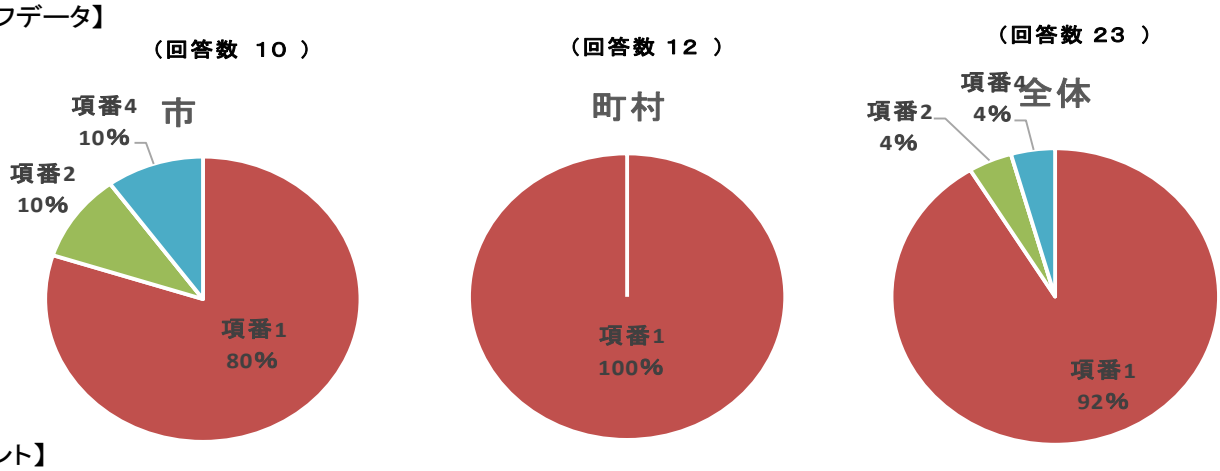

【コメント】

調査機関又は附属機関の設置については、項番1の「設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）」及び項番2の「検討中」は22議会（96%）であった。調査機関又は附属機関の設置があるのは、那覇市議会のみであった。

調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決する上で、重要な助言が期待できる。最近は課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながると考える。また、議会事務局職員数減少に伴う議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例
（附属機関の設置）第20条　議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。
2　附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

（調査機関の設置）第21条　議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。
2　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。
3　調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問6　議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		3	糸満市⑧、沖縄市⑬ 宮古島市⑦	33%	10	**与那原町**② **南風原町**④　他	91%	13	62%
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		3	宜野湾市⑨、**名護市**⑨ **南城市**⑤	33%	0		0%	3	14%
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		2	浦添市⑨、うるま市⑨	22%	1	金武町④	9%	3	14%
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		0%	0		0%	0	0%
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	1	**那覇市**㉑	11%	0		0%	2	10%
回答数　計		1	9		100%	11		100%	21	100%

(注1)〇は議会事務局の職員数(臨時含む)　(注2)沖縄県の議会事務局職員数は52名

(注3)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

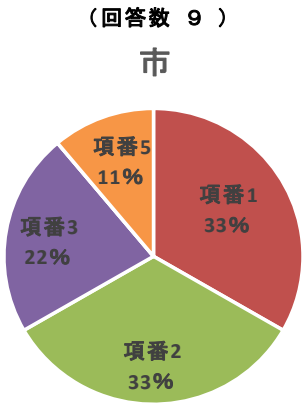

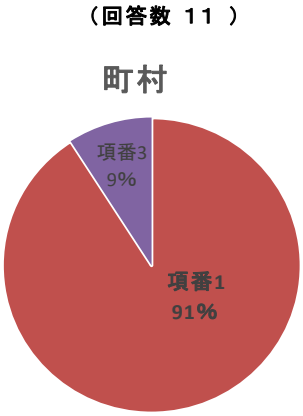

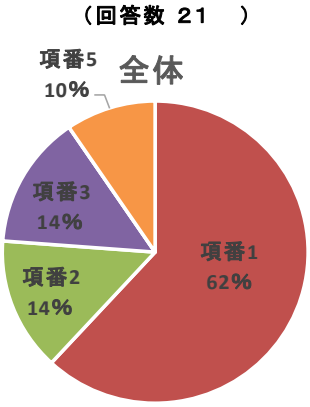

【コメント】

法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3～5)は、5議会(24%)であった。
1職員当たりの議員数の平均が市議会では2.7人、町村議会では4.6人であった。

1職員当たりの担当議員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、議会事務局職員の削減が挙げられているが、議会事務局職員の削減は議会の力を弱めることにつながるので、削減には慎重であるべきではないか。また、議会事務局機能の強化のためには、自力より、外部の力を活用することを検討すべきである。

芽室町議会基本条例

(議会事務局の体制整備)第22条　議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2　議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3　議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6　補足設問

議会事務局の人数等（H28.4.1現在でご記入ください）

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
1人	0	1	1
2人	0	3	3
3人	0	4	4
4人	0	3	3
5人	1	1	2
6人	0	0	0
7人	1	0	1
8人	2	0	2
9人	4	0	4
10人	0	0	0
11～15人	1	0	1
16～20人	0	0	0
21～25人	1	0	1
計	10	12	22

（注）沖縄県議会含まず。

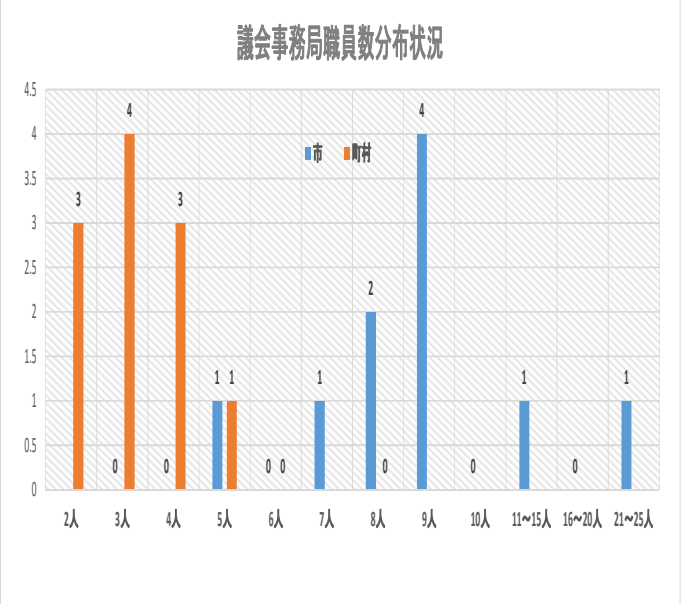

市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	0	6	6
兼務無	10	6	16
計	10	12	22
兼務有比率	0%	50%	27%
平均職員数	9.8人	3.0人	6.1人

（注）沖縄県議会含まず。

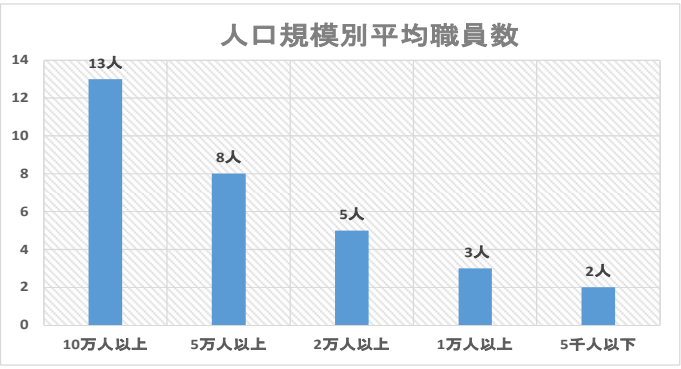

人口規模別平均職員数及び兼務状況

人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率	備考
10万人以上	4	13	0	0%	8%
5万人以上	4	8	0	0%	
2万人以上	5	5	1	20%	
1万人以上	5	3	3	60%	56%
5千人以下	4	2	2	50%	
計	22		6	27%	

（注）沖縄県議会含まず。

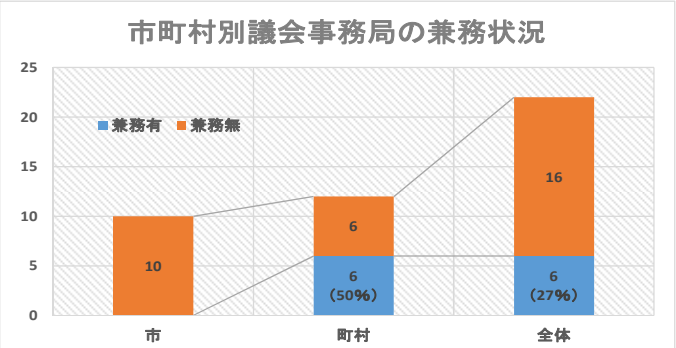

コメント:

①議会事務局職員数は、市では9人、町村では3人というところが多い。

②人口規模2万人以上と以下では兼務している議会は、2万人以上の13議会中1議会（8%）であったのに対し、2万人以下の9議会中5議会（56%）と2万人以下の議会では兼務をしている議会が多い。

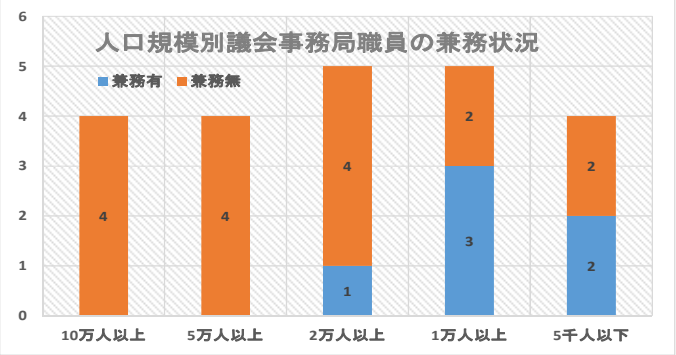

議会事務局の課題

議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
浦添市	地方分権の推進、議会の改革等に伴い、業務量が増えているが、職員の増員は認められていない。
名護市	調査及び法務機能の充実並びに組織体制の強化。当局の人事配置計画において、議会事務局の専任性ある配置を盛り込むことも必要。
うるま市	専任の法務担当職員がいない。
宮古島市	法務担当職員及び調査担当職員を配置して欲しい。
北谷町	資質の向上を図るための研修体制の確保。また、その時間。
中城村	兼務事業の検討

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成

市町村別議会内の討議と合意形成

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
県	1.0	1.0	5.0	2.3
市	1.7	1.4	2.2	1.8
町村	1.4	1.0	1.2	1.2

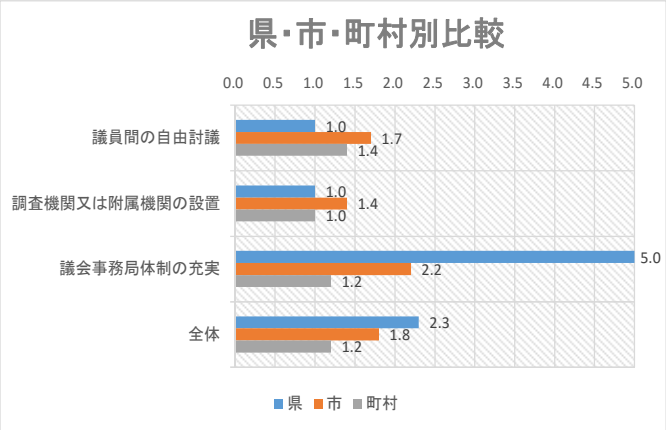

議会基本条例の有無

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
議会基本条例あり	2.1	1.4	2.4	2.0
議会基本条例なし	1.3	1.1	1.5	1.3

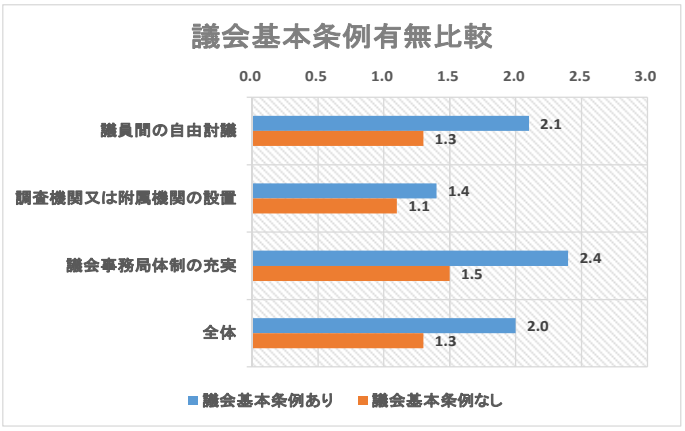

（参考）北海道の調査結果

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
道	1.0	1.0	5.0	2.3
市	1.7	1.1	1.5	1.4
町村	1.3	1.1	1.1	1.2

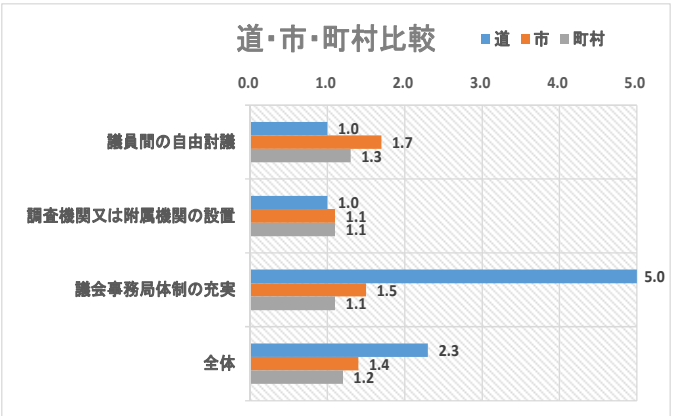

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
議会基本条例あり	1.9	1.3	1.4	1.5
議会基本条例なし	1.3	1.1	1.1	1.1

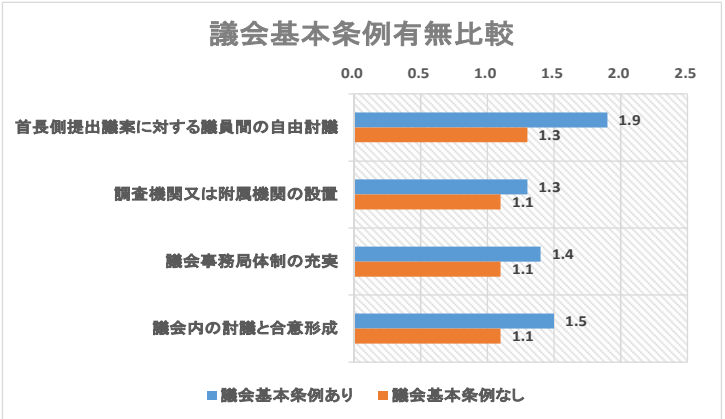

Ⅴ. 議会と行政の討議と課題共有

問7　通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	実施していない	1	10		100%	11		92%	22	96%
2	実施について検討中		0		0%	1	座間味村	8%	1	4%
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0		0%	0		0%	0	0%
4										
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		0		0%	0		0%	0	0%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

【グラフデータ】

（回答数 10 ）

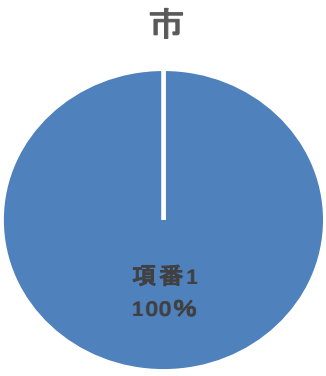

（回答数 12 ）

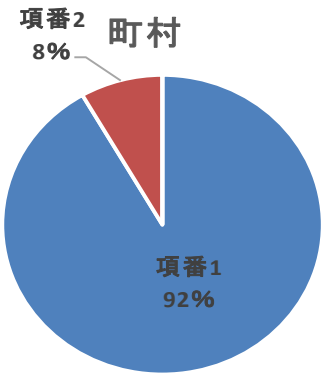

（回答数 23 ）

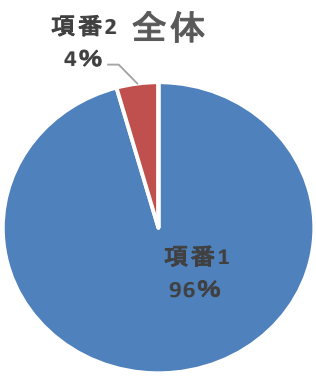

【コメント】

通年議会を実施している議会(項番3･5)は、0議会(0%)、「実施していない」(項番1･2)は23議会(100%)であった。

通年議会の根拠規定については、
①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考)福島町議会基本条例(地方自治法第102条第2項)
(通年議会) 第3条　議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的･機動的な活動を展開するため、議会･議員活動の基本となる会期を通年とする。
2　議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

問8　一問一答方式の導入状況

本会議の代表質問、一般質問で、一問一答方式を導入していますか。(H27.4～28.3の期間)

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	導入していない(実施していない)		1	浦添市	10%	2		17%	3	13%
2	導入を検討中		1	宮古島市	10%	0		0%	1	4%
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		5	宜野湾市　石垣市、**名護市**　沖縄市、うるま市	50%	4	大宜見村、北谷町 中城村、粟国村	33%	9	39%
4										
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している	1	3	**那覇市**、糸満市、**南城市**	30%	6	恩納村、金武町 **読谷村**、**与那原町** **南風原町**、座間味村	50%	10	44%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

(回答数　10　)

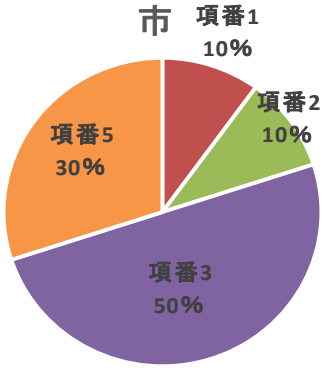

(回答数　12　)

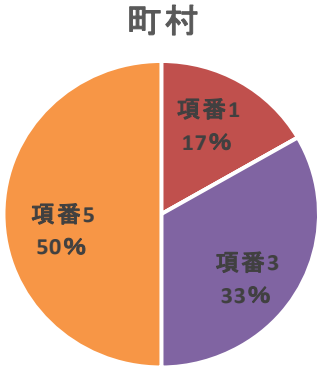

(回答数　23　)

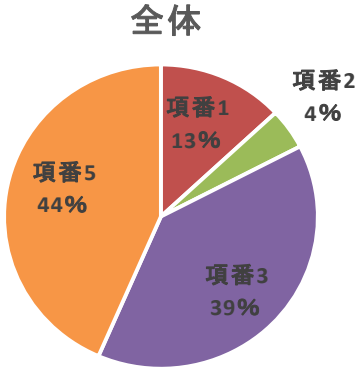

【コメント】

一問一答方式を実施している(項番3～5)は、19議会(83%)で一問一答方式を実施している。

一問一答方式による質疑は傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題を明確にすることこそ議会役割である。

名護市議会基本条例

(市長等との関係)　第9条　議会審議における議員と市長その他の執行機関及び補助職員(以下「市長等」という。)は、緊張感の保持に努めるものとする。

2　議会の会議における質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

問９　執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率
1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）	1	9	90%	**那覇市**、**名護市** **南城市**　他	10	83%	**与那原町**　他	20	87%
2	検討中		1	10%	宜野湾市	0	0%		1	4%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた。			0%		0	0%		0	0%
4				0%			0%		0	0%
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。			0%		2	17%	**読谷村** **南風原町**	2	9%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　10　）

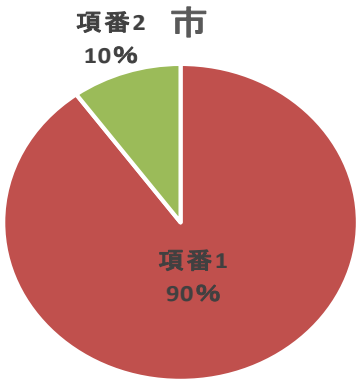

（回答数　12　）

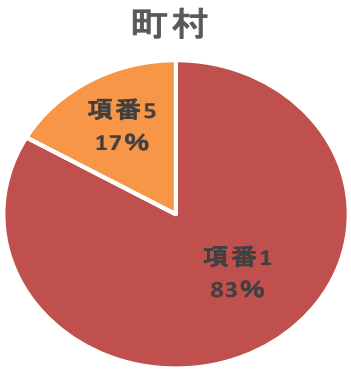

（回答数　23　）

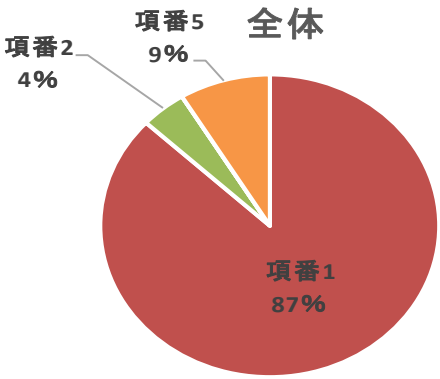

【コメント】

反問が行われた議会（項番3～5）は、２議会（9%）であった。「反問を認めていない」（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）（項番1･2）は21議会（91%）と、「反問が行われていない」がほとんどであった。「具体的に反問を行使した２事例を見ると、「質問の主旨確認」や「客観的データを問う」反問が行われ、緊張感を感じる。

首長が反問をすると、議会との関係が壊れるのではないかと、行使しない首長が多い。論点･争点の明確化、なれ合いを排除するためにも反問ができる議会こそ健全な議会と言える。さらに、議会の存在意義を高める。今後、反問行使の比率が高まることを期待したい。

【反問行使の実例】

議会名	反問内容
読谷村議会	質問の主旨について確認した。
南風原町議会	H27.9　小中学校に勤務する教職員の病休の割合は、近隣自治体と比べて多いと報告を受けているが、客観的なデータに基づく報告なのか。

問10　政策討議会（行政との一般会議）

議会として、重要な政策課題に対し、政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会（行政との一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

項番	内　　容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率
1	設置していない（条例規則等の規定があるが、開催は行われていない）	1	9	90%	名護市、南城市 他	11	92%	読谷村、南風原町　他	21	91%
2	設置を検討中		0	0%		0	0%		0	0%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		0	0%		0	0%		0	0%
4				0%			0%			0%
5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		1	10%	那覇市	1	8%	与那原町	2	9%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

【グラフデータ】

（回答数　10 ）

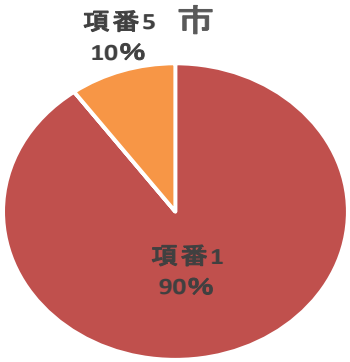

（回答数　12 ）

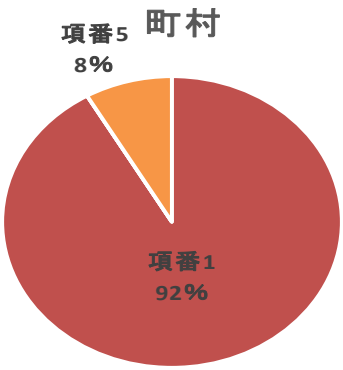

（回答数　23 ）

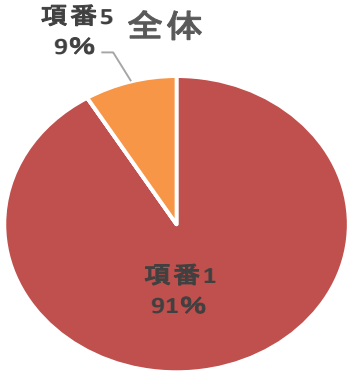

【コメント】

政策討論会の開催(項番3～5)については、2議会（9%）であった。
『政策討論会の内容』
●那覇市（議会改革推進会議・公開）
政策提案・政策提言の仕組みを研究検討し提案する。（10回開催）
●与那原町議会（全員協議会・非公開）
H27.9民生委員との意見交換会を一般会議として実施しているが、実施後に政策提言等は行っていない。

那覇市議会基本条例
（政策討議）　第17条　議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

問10　補足設問　議会主催による議員研修の実施状況

H27．4～28．3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	行っている	1	3		33%	2		33%	6	38%
2	行っていない		6		67%	4		67%	10	62%
回答数　計		1	9		100%	6		100%	16	100%

【グラフデータ】

（回答数　９　）

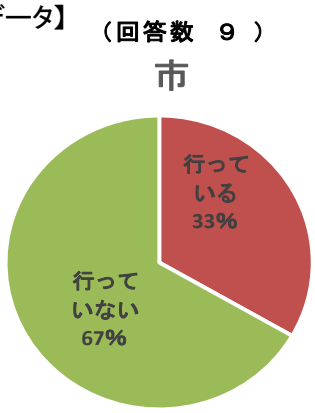

（回答数　６　）

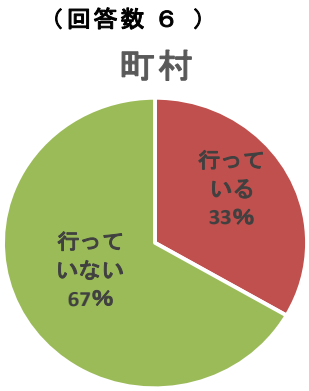

（回答数　１６　）

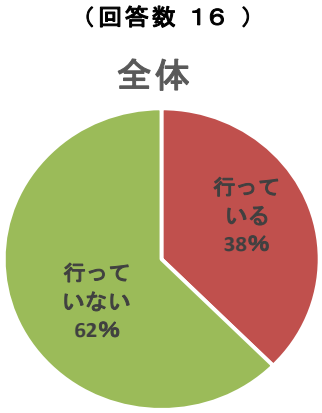

【コメント】

議会主催による議員研修の実施状況は、６市町村（38%）で、議員研修が行われている。

南風原町議会基本条例
（議員研修の充実強化）　第18条　議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。
２　議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、町民との研究会を開催することができる。

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
沖縄県	沖縄県アジア経済戦略、沖縄振興一括交付金
那覇市	自治体財政について
宜野湾市	重粒子線治療施設の概要等について
名護市	議会 改革 と議員定数 議員定数 について
本部町	本町の課題について
南風原町	子ども・子育て支援新制度を学ぶ

問11　議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	議会が評価主体となる評価は行っていない	1	10		100%	12		100%	23	100%
2	検討中		0		0%	0		0%	0	0%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している		0		0%	0		0%	0	0%
4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している		0		0%	0		0%	0	0%
5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている		0		0%	0		0%	0	0%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

【グラフデータ】

（回答数　10）

（回答数　12　）

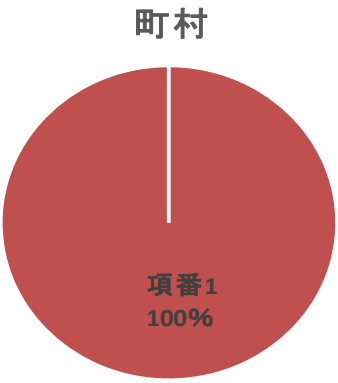

（回答数　23　）

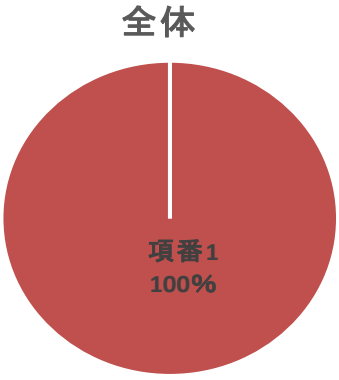

【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3～5)は、0議会（0%）であった。

議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

（参考）　芽室町議会基本条例（北海道）

第13条（評価の実施）　議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2　議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

Ⅴ. 議会と行政の討議と課題共有（まとめ）

県・市・町村別比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討論会	事務事業評価等の実施	全体
県	1.0	5.0	1.0	1.0	1.0	1.8
市	1.0	3.3	1.1	1.4	1.0	1.6
町村	1.1	3.7	1.7	1.3	1.0	1.8

議会基本条例有無比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討論会	事務事業評価等の実施	全体
議会基本条例あり	1.0	4.7	2.1	2.1	1.0	2.2
議会基本条例なし	1.1	3.1	1.1	1.0	1.0	1.4

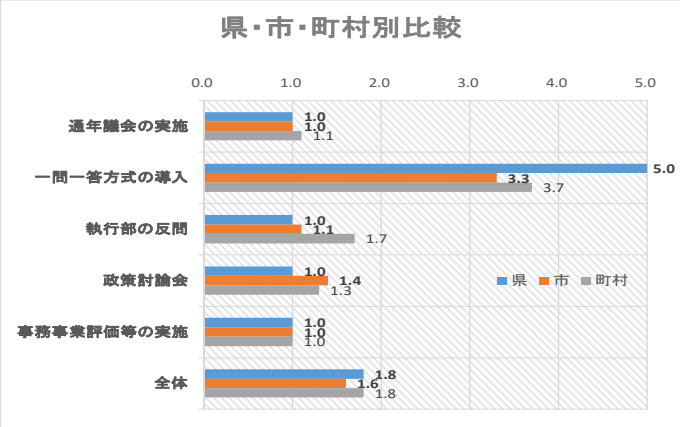

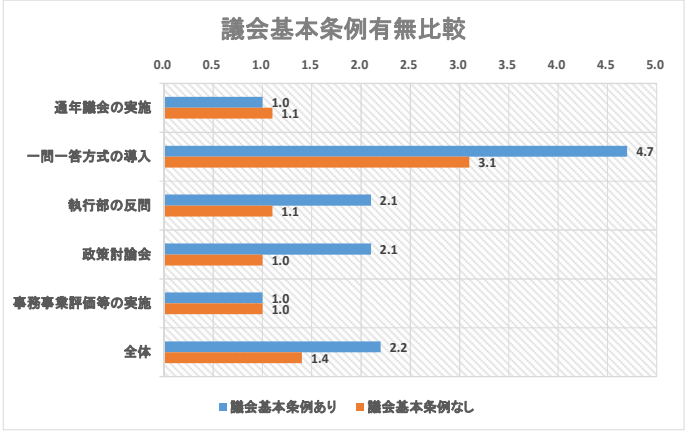

（参考）北海道の調査結果

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	全体
道	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
市	1.2	3.4	1.3	1.1	1.1	1.6
町村	1.3	3.1	1.5	1.2	1.1	1.6

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	全体
議会基本条例あり	1.4	4.6	1.6	1.4	1.2	2.0
議会基本条例なし	1.3	2.7	1.3	1.1	1.0	1.5

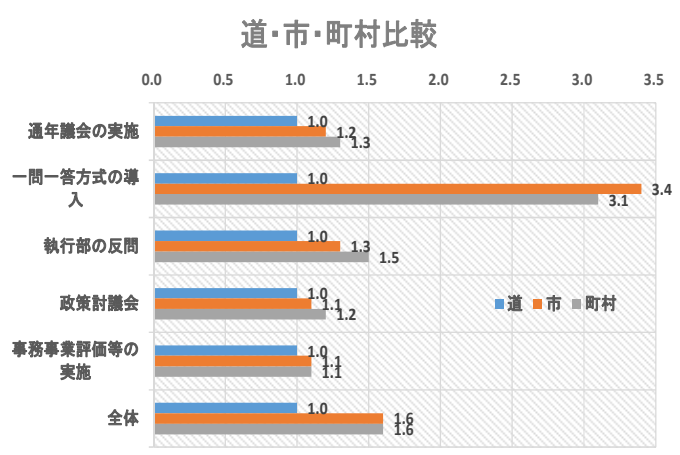

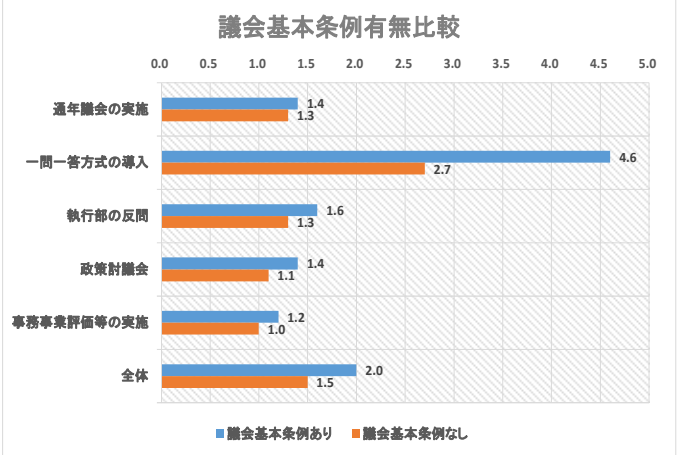

Ⅵ. 住民説明

問12　傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H27.4～H28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	県	市	自治体議会名	比率	HPでの提供	町村	自治体議会名	比率	HPでの提供	全体	比率	HPでの提供
1	傍聴者への資料提供は行っていない		0		3%		4	本部町、中城村 座間味村、粟国村	34%		4	17%	
2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している	1	8	**名護市**、**南城市** 他	80%	2	6	**読谷村**、**与那原町**　他	50%	1	15	66%	4
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		2	**那覇市**、宮古島市	20%	1	1	恩納村	8%	0	3	13%	1
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		0		0%		1	**南風原町**	8%	1	1	4%	1
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		0		0%		0		0%	0	0	0%	0
回答数　計		1	10		100%	3	12		100%	2	23	100%	6

（注1）「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

（注2）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　10 ）

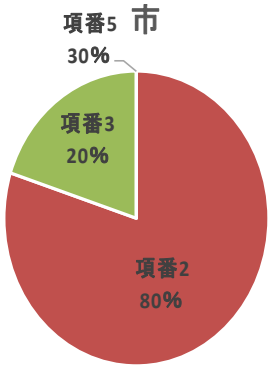

（回答数　12 ）

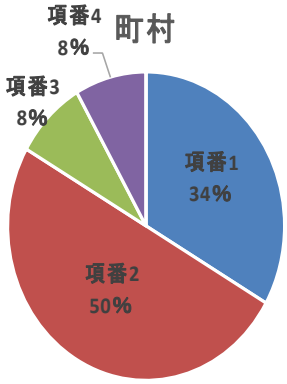

（回答数　23 ）

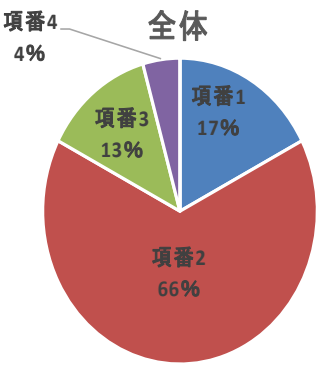

【コメント】

傍聴者への資料提供を行っていない（項番1）は、4議会（17%）であった。
資料提供の形態については、市・町村議会共に、項番2の「傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している」が一番多い結果であった。本来は、項番4・5の「議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供」（5%）であるべきである。
傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。
傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているは、5議会（24%）で行われるとの回答であった。

問13　会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	県	市	比率	自治体名	配信あり	町村	比率	自治体名	配信あり	全体	比率	配信あり
1	行っていない		2	20%	浦添市、**南城市**		7	58%	**与那原町**　他		9	39%	
2	検討中		1	10%	糸満市		1	8%	恩納村		2	9%	
3	本会議のみライブ中継を行っている		6	60%	宜野湾市、石垣市 **名護市**、沖縄市 うるま市、宮古島市	2	4	34%	金武町、**読谷村** 中城村、**南風原町**	3	10	43%	5
4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている （ライブ中継を行っている委員会名[　　]）	1	1	10%	**那覇市**	1	0	0%		0	2	9%	2
5	本会議及びすべての委員会（常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継を行っている			0%				0%			0	0%	
回答数　計		1	10	100%		3	12	100%		3	23	100%	7

（注1）「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの　　（注2）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　10　）

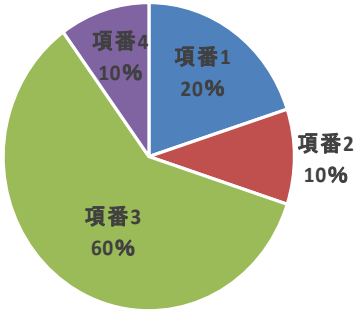

（回答数　12　）

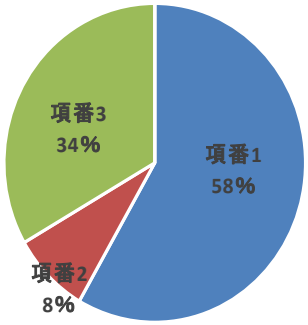

（回答数　23　）

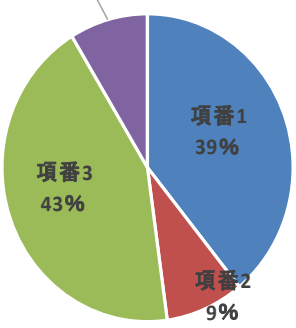

【コメント】

会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継 を行っている（項番3～5）議会は、12議会（52%）であった。
ただ、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は11議会（48%）あり、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は改善が待たれる。

問14　議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		1	石垣市	10%	5		42%	6	26%
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		2	宮古島市、**南城市**	20%	2	北谷町、中城村	17%	4	17%
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる		6	宜野湾市、浦添市 名護市、糸満市 沖縄市、うるま市	60%	4	恩納村、金武町 **読谷村**、**与那原町**	33%	10	44%
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる	1	1	**那覇市**	10%	1	**南風原町**	8%	3	13%
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		0		0%	0		0%	0	0%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

(回答数　10)

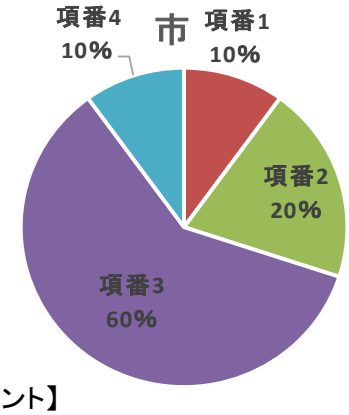

(回答数　12)

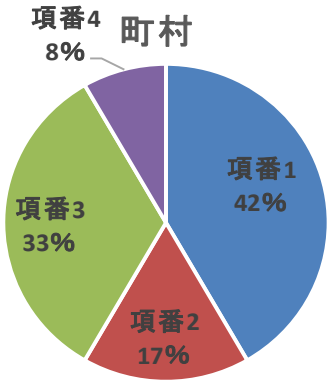

(回答数　23)

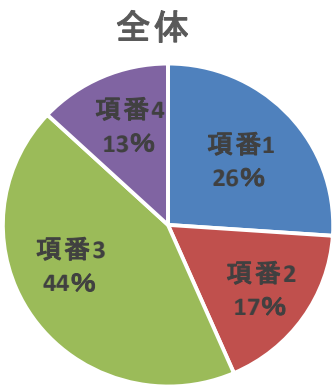

【コメント】

議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は、6議会(26%)であった。
議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(60%)、町村(33%)]

問15　議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内　　容	県	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	議案に対する賛否は公開していない		4	40%	石垣市、浦添市 糸満市、宮古島市	6	50%		10	43%
2	検討中		2	20%	宜野湾市、うるま市	0	0%		2	9%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している	1	3	30%	**名護市**、沖縄市 **南城市**	5	42%	大宜見村、**読谷村**、北谷町、**与那原町**、粟国村	9	39%
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%		0	0%		0	0%
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		1	10%	**那覇市**	1	8%	**南風原町**	2	9%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　10　）

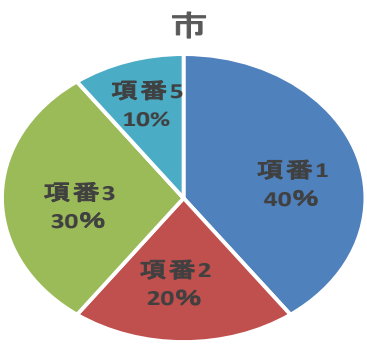

（回答数　12　）

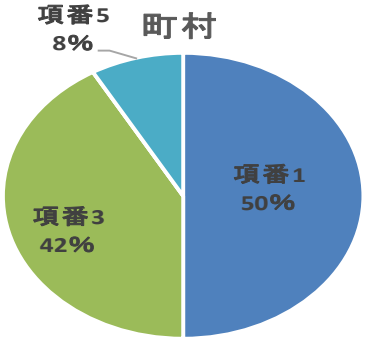

（回答数　23　）

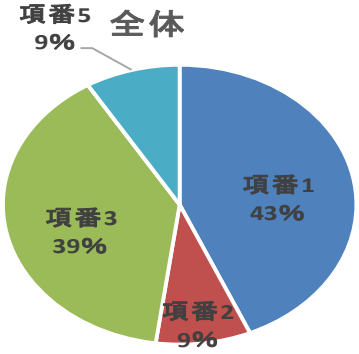

【コメント】

議案に対する賛否を公開している（項番3～5）議会は、１１議会（48%）であった。
議案に対する賛否を公開していない（項番1～2）議会は、１２議会（52%）であった。
議案に対する賛否の公開は、条例規則（項番4･5）（9%）によるよりも申し合わせ（項番3）（39%）による賛否の公開の比率が高い。

議案に対する賛否の公開状況（項番3～5）

項目		県		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	議員個別	1	100%	4	100%	4	100%	9	100%
	会派+議員	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	100%	4	100%	4	100%	9	100%
公開媒体	議会広報	0	0%	2	50%	3	75%	5	56%
	ホームページ	1	100%	0	0%	0	0%	1	11%
	議会広報+ホームページ	0	0%	2	50%	1	25%	3	37%
	計	1	100%	4	100%	4	100%	9	100%

問16　議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

項番	内　　容	県	市	自治体名	比率	要綱有	町村	自治体名	比率	要綱有	全体	比率	要綱有
1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	6		60%		7		58%		14	61%	
2	検討中		1	宜野湾市	10%		2	大宜見村、座間味村	17%		3	13%	
3	申し合わせ（要綱含む。）により、議会報告会等を行っている		0		0%	0	0				0	0%	
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		2	**名護市**、南城市	20%	1	3	**読谷村**、**与那原町**、**南風原町**	25%	2	5	22%	3
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		1	**那覇市**	10%	1	0		0%	0	1	4%	1
回答数　計		1	10		100%	2	12		100%	2	23	100%	4

（注1）「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無　（注2）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　10 ）

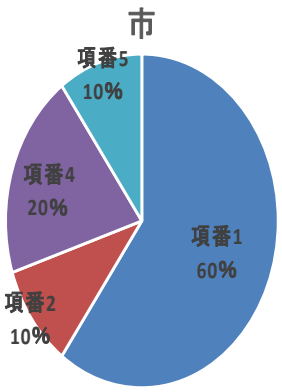

（回答数　12 ）

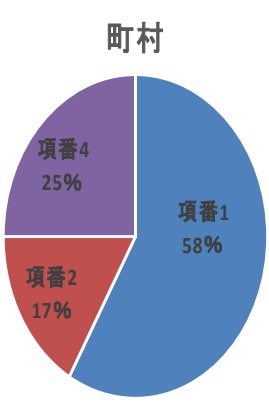

（回答数　23 ）

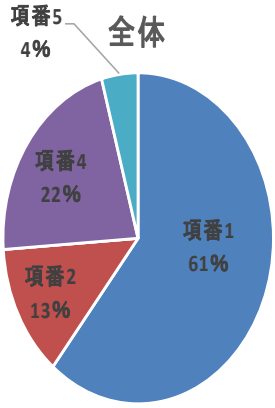

【コメント】

議会報告会等を行っている議会（項番3～5）は、6議会（26%）である。
条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会は5議会（22%）、複数回は1議会（4%）と1回実施が多い。
議会報告会のパターンは、②定期意見聴取型が5議会、①随時意見聴取型が1議会と、議会報告会の性格は②定期意見聴取型であることがわかる。
また、議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っているかについては、6議会中4議会で議論がされている。
議会報告会実施要綱の規定状況は、項番3～5の6議会中4議会（67%）が議会報告会のルールを定めている。
議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「参加者の減少」、市民側の課題として「報告会なのか、意見聴取なのか、違いがわからない」「行政と議会の役割がわかっていない」などがあるが、議会報告会等を継続的に試行錯誤しながら行うことで、課題解決がされていくのではないか。

（1）議会報告会のパターン

議会報告会のパターン

市町村	県				市				町村				全体			
項目	議会数	比率	議論有	比率	議会数	比率	議論有	比率	議会数	比率	議論有	比率	議会数	比率	議論有	比率
①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）		0%		0%	1	33%	1	50%	0	0%	0	0%	1	17%	1	25%
②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）		0%		0%	2	67%	1	50%	3	100%	2	100%	5	83%	3	75%
③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）		0%		0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	0	0%	0	0%	3	100%	2	100%	3	100%	2	100%	6	100%	4	100%

（注）議論有は議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っている。

（2）議会報告会の結果を受けての議論内容

H27.4～28.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議　論　の　内　容
那覇市	災害時情報の周知について
南城市	放課後児童クラブ、待機児童解消
読谷村	全員協議会で議員間討議し、政策提起項目を決定している。
与那原町	議会広報常任委員会で精査し全員協議会で議論を行っている。

（3）議会報告会の課題

議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市（町）民側の課題
那覇市	議会とてではなく、議員個人の主義主張になることがある。	執行部の回答を求めることがある。
名護市	・多くの方が参加しやすい日程検討 ・資料をカラーにする等、明瞭な資料作成 ・意見交換後、そこでの意見を基に提案するまでに至っていない。	当日、参加した方が他の参加者へ自前資料を配布することがあった。どこまで認めるべきか。
南城市		行政と議会の役割がわかっていないことで、市長部局へ要望すべきものを議会へ要望していることがある。
与那原町	参加者が少ないため、どのようにして参加者を増やすかが課題	・出来るだけ多くの参加者が発言できるようにしてほしい。 ・報告会なのか、意見聴取なのか、違いがわからない。
南風原町	参加者の減少	住民への周知や開催方法の工夫が必要

問17　議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内　　容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	10		100%	11		92%	22	96%
2	検討中		0		0%	1	座間味村	8%	1	4%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）		0		0%	0		0%	0	0%
4					0%			0%	0	0%
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している				0%	0		0%	0	0%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

【グラフデータ】

（回答数　10　）

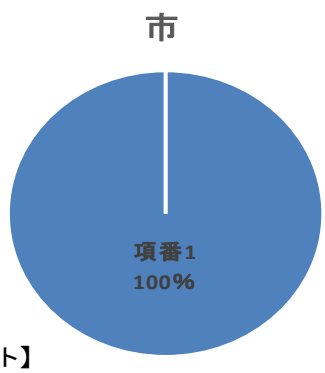

（回答数　12　）

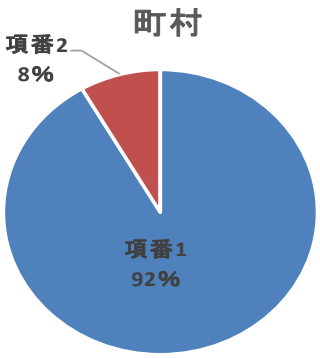

（回答数　23　）

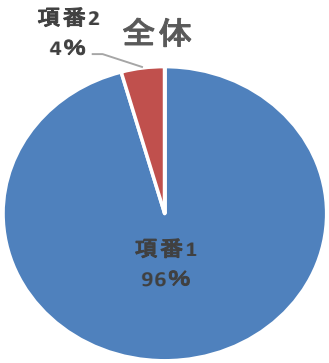

【コメント】

　議会モニター制度を行っている議会（項番3・5）は0議会（0%）と、行っていない議会（項番1）は22議会（96%）、検討中の議会（項番2）が1議会（4%）であった。
　議会モニター制度の意義は、議会活動が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程へ住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。制度の普及が待たれる。

（参考）
浦幌町議会基本条例（北海道）
（議会モニターの設置）　第17条　議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。
2　前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱（北海道）
（職務）　第9条　議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。
（1）　会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
（2）「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
（3）　議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
（4）　町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
（5）　浦幌町議会モニター会議（以下「議会モニター会議」という。）に出席すること。
（6）　その他議長が必要と認めたこと。

Ⅵ. 住民説明（まとめ）

県･市･町村比較

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
県	2.0	4.0	4.0	3.0	1.0	1.0	2.5
市	2.2	2.6	2.7	2.2	2.1	1.0	2.1
町村	1.9	1.8	2.1	2.2	1.9	1.1	1.8

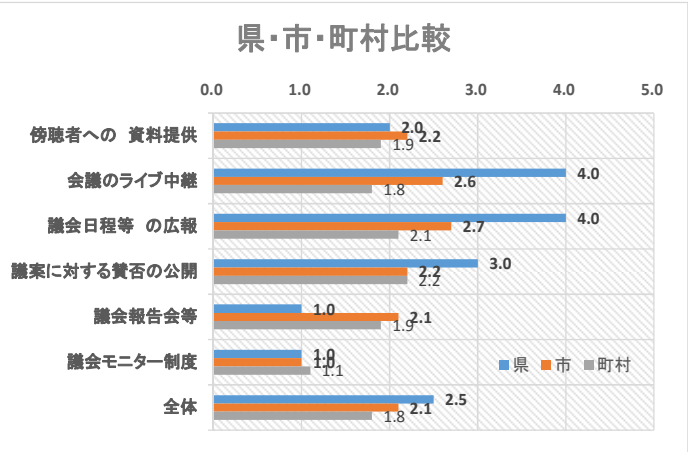

議会基本条例有無比較

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
議会基本条例あり	2.4	2.7	3.3	3.6	3.7	1.0	2.8
議会基本条例なし	1.9	2.0	2.1	1.6	1.2	1.1	1.6

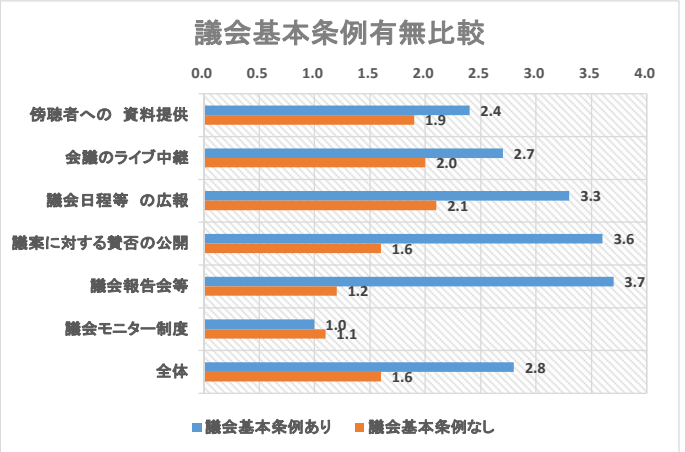

（参考）北海道の調査結果

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
道	2.0	4.0	3.0	1.0	1.0	1.0	2.0
市	2.9	2.8	3.0	2.4	2.5	1.1	2.5
町村	3.0	1.9	2.3	1.8	2.1	1.2	2.1

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
議会基本条例あり	3.6	2.9	3.2	2.9	3.6	1.6	2.9
議会基本条例なし	2.8	1.9	2.3	1.6	1.8	1.1	1.9

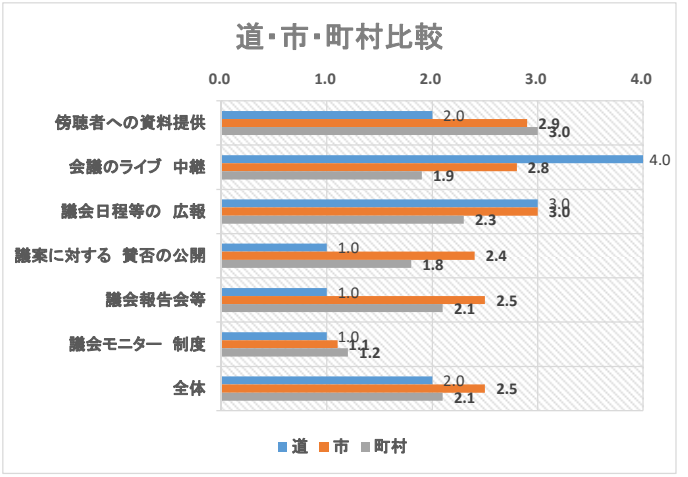

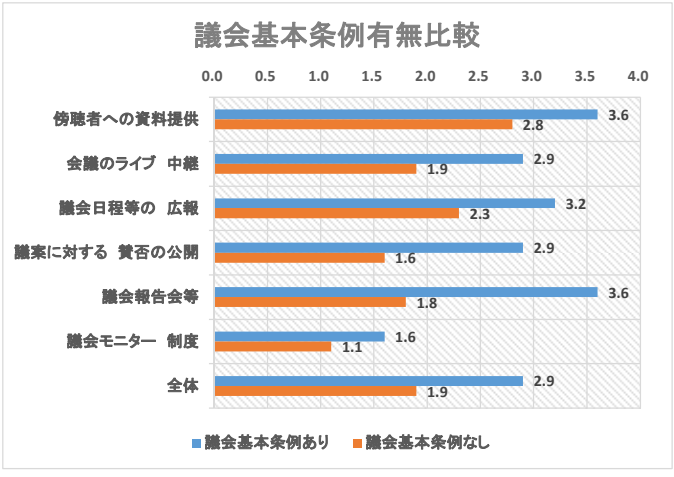

Ⅶ. その他

問１８　議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H27.4～28.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内　　容	県	市	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	町村	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	全体	比率
1	行っている		0	0%				0	0%				0	0%
2	行っていない	1	3	100%		那覇市、名護市 南城市		3	100%		読谷村 与那原町 南風原町		7	100%
回答数　計		1	3	100%				3	100%				7	100%

【グラフデータ】

（回答数　３　）

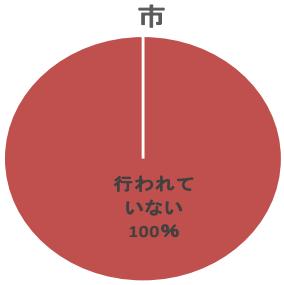

（回答数　３　）

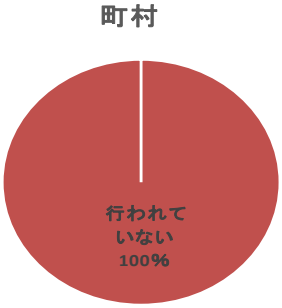

（回答数　７　）

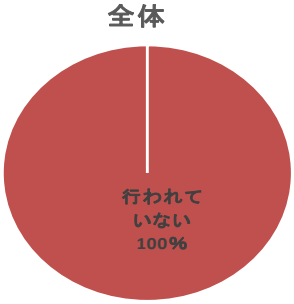

【コメント】

議会基本条例の見直しを行ったのは、0議会（0%）であった。議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必須ではないか。見直し作業の中で、新たな気づきが生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。

問19　政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内　　容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	制定している		0		0%	0		0%	0	0%
2	制定していない	1	10		100%	12		100%	23	100%
回答数　計		1	10		100%	12		100%	23	100%

【グラフデータ】

（回答数　10 ）

（回答数　12 ）

（回答数　23 ）

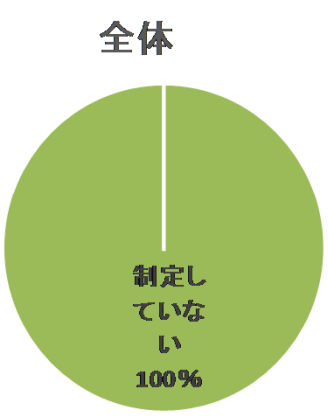

【コメント】

政治倫理条例を制定しているのは、0議会(100%)であった。

白老町議会議員の政治倫理に関する条例(北海道)

(政治倫理基準等)　第5条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わないこと。

(2) 職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。

(3) 地位を利用して金品等の授受を行わないこと。

(4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(5) 地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。

(6) 町から活動又は運営に対する補助金等(白老町補助金等交付規則(平成7年規則第8号)第2条第1号に規定する補助金等をいう。)を受けている事業者等の長に就任した場合は、当該事業者等を自己の利益のために利用しないこと。

(7) 町が締結する工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約、物品の購入契約及び賃貸借契約に不当に関与しないこと。

(8) 町職員(臨時職員等を含む。以下同じ。)の採用、昇任、異動その他の人事に不当に関与しないこと。

(9) 町が行う許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等及び白老町行政手続条例(平成11年条例第3号)第2条第4号に規定する許認可等をいう。)に不当に関与しないこと。

(10) 町職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務の遂行を妨げ、又は妨げるような行為を行わないこと。

2　議員は、前項各号に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

問20　議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。
(2)（1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内　　容		県	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	追加している			4	40%		7	58%		11	48%
	内訳	基本構想のみ		0	0%		2	17%	本部町、北谷町	2	9%
		基本構想・基本計画		2	20%	宜野湾市、石垣市	4	33%	国頭村、大宜見村 **南風原町**、粟国村	6	26%
		基本構想・基本計画・実施計画		2	20%	**那覇市**、**名護市**	1	8%	**与那原町**	3	13%
2	追加していない		1	6	60%	**南城市**　他	5	42%	**読谷村**　他	12	52%
回答数　計			1	10	100%		12	100%		23	100%

(3)総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内　　容		県	市	比率	議会名	町村	比率	議会名	全体	比率
1	追加している			4	40.0%		4	33%		8	35%
	内訳	昨年度追加あり		0	0.0%		2	17%	国頭村、**与那原町**	2	9%
2	追加していない		1	6	60.0%		8	67%		15	65%
回答数　計			1	10	100.0%		12	100%		23	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村
〔追加した議決事件（H27年度）〕

国頭村	計画5カ年以上の重要な中長期計画
与那原町	与那原町子ども・子育て支援事業計画

【コメント】

議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、11議会（48%）であった。
内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは2議会（9%）、②基本構想・基本計画を追加しているのは6議会（26%）、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは3議会（13%）となっている。
総合計画以外の議決事件を追加しているのは、8議会（35%）である。このうち、27年度に新たに議決事件の追加を行ったのは、2議会（9%）であった。

問21　貴議会において、議会だよりの発行等状況について

(1)議会だより(議会広報)の発行頻度
(2)議会だよりへの住民アンケートの実施状況(H27.4～28.3の間)
(3)議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無(H27.4～28.3の間)

項番	内　　容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率
1	毎月		0	0%	0			0	0%	0			0	0%
2	3カ月毎(基本＋随時)		8	80%	0		5	9	75%	0		3	17	74%
3	その他の頻度		1	10%	0	那覇市(年4回)	1	3	25%	0	北谷町(年4回) 座間味村(年1回) 粟国村(年2回)	1	4	17%
4	発行していない	1	1	10%	0		0	0	0%	0			2	9%
回答数　計		1	10	100%	0		6	12	100%	0		4	23	100%

【グラフデータ】

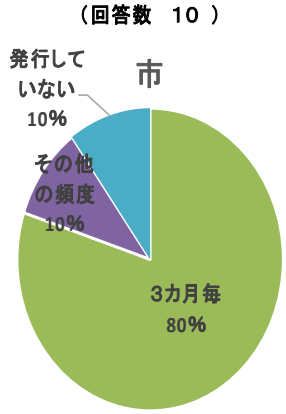

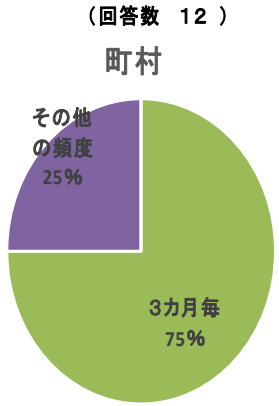

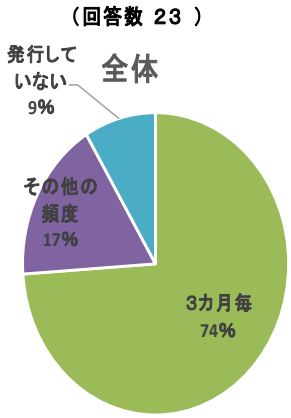

【コメント】

議会だよりの「発行をしていない」は、2議会(9%)であった。1番多い頻度は、3カ月毎(74%)であった。

問22　貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	設けられている		0	0%		2	17%	国頭村、北谷町	2	9%
2	設けられていない	1	10	100%		10	83%		21	91%
回答数　計		1	10	100%		12	100%		23	100%

【グラフデータ】

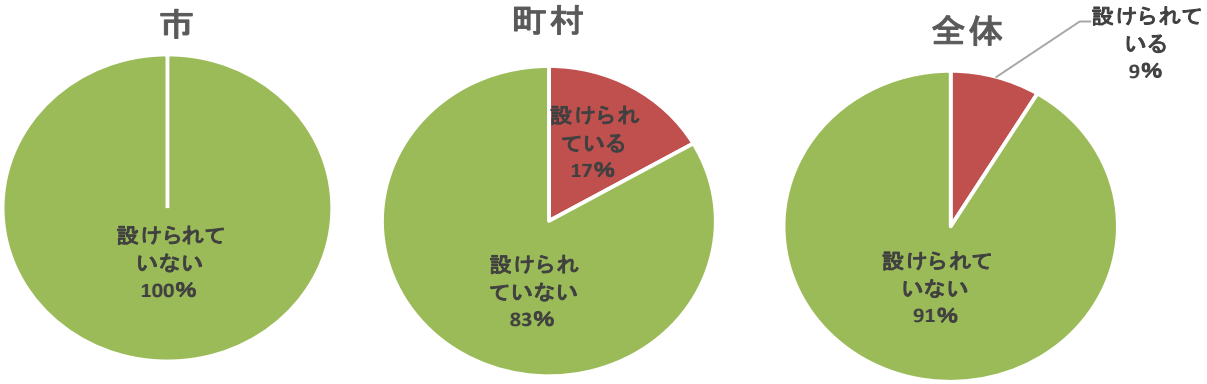

〔設けられている事例〕

議会名	意見交換の場
国頭村	隣の2村を含む三村議会連絡協議会を設置している
北谷町	沖縄県中部広域市町村圏事務組合

【コメント】

公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問いとした。県内では2議会（9%）で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。

（注）問23・24は省略

問25　貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄

議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄
名護市	議員定数について、条例定数の見直しを検討しているが名護市は市面積が広く、多くの区が存在しているので、各地域の意見を平等に反映させるためには定数削減の検討の際に注意が必要だと考えており、今後、研究を重ねる必要性があると思う。
糸満市	・老朽化している議場システムの更新 ・インターネット配信の導入
宮古島市	・タブレット導入によるペーパーレス化。 ・資料を議場で見せる為の大型モニター等の設置。
国頭村	議会改革の取り組みや議会基本条例等の制定
大宜見村	住民報告会がなされていないので、今年内には実施を検討中である。
読谷村	平成26年に議会活性特別委員会が設置され、議会活性化の取り組みが進められようとしている。
北谷町	事務局の強化、議員研修の充実、議会改革の推進

問26　貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会

議会名	参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会
うるま市	那覇市　沖縄市
宮古島市	沖縄県内の１０市

Ⅷ. アンケート調査の構成と評価

（1）仮説設定

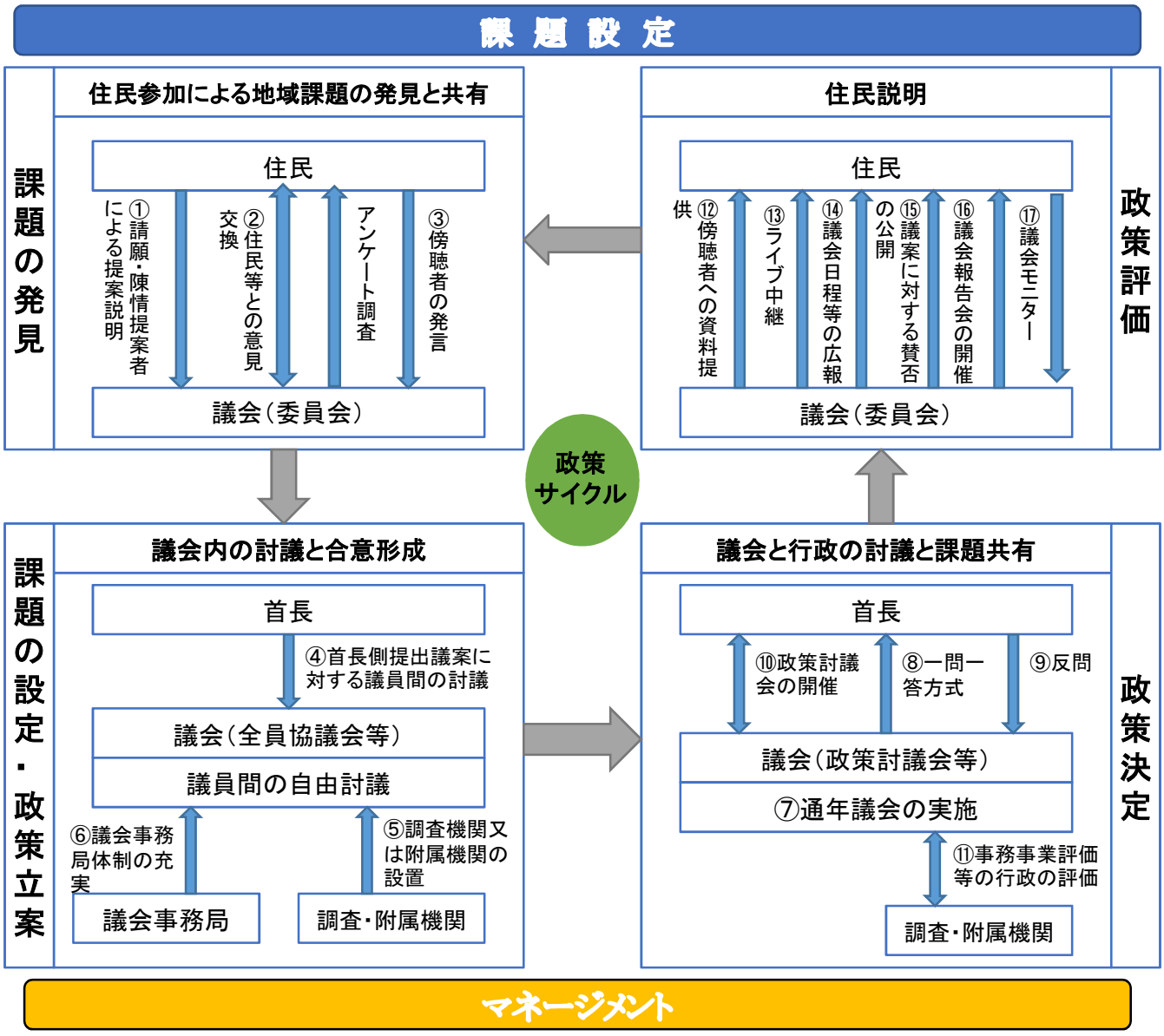

コメント：2016年アンケート調査は、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題（顕在化ニーズ）の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題（顕在化ニーズと潜在ニーズ）を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題（予算化されたニーズ）を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのようにかかわったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

（2）沖縄県内の全体評価（市議会と町村議会との比較）

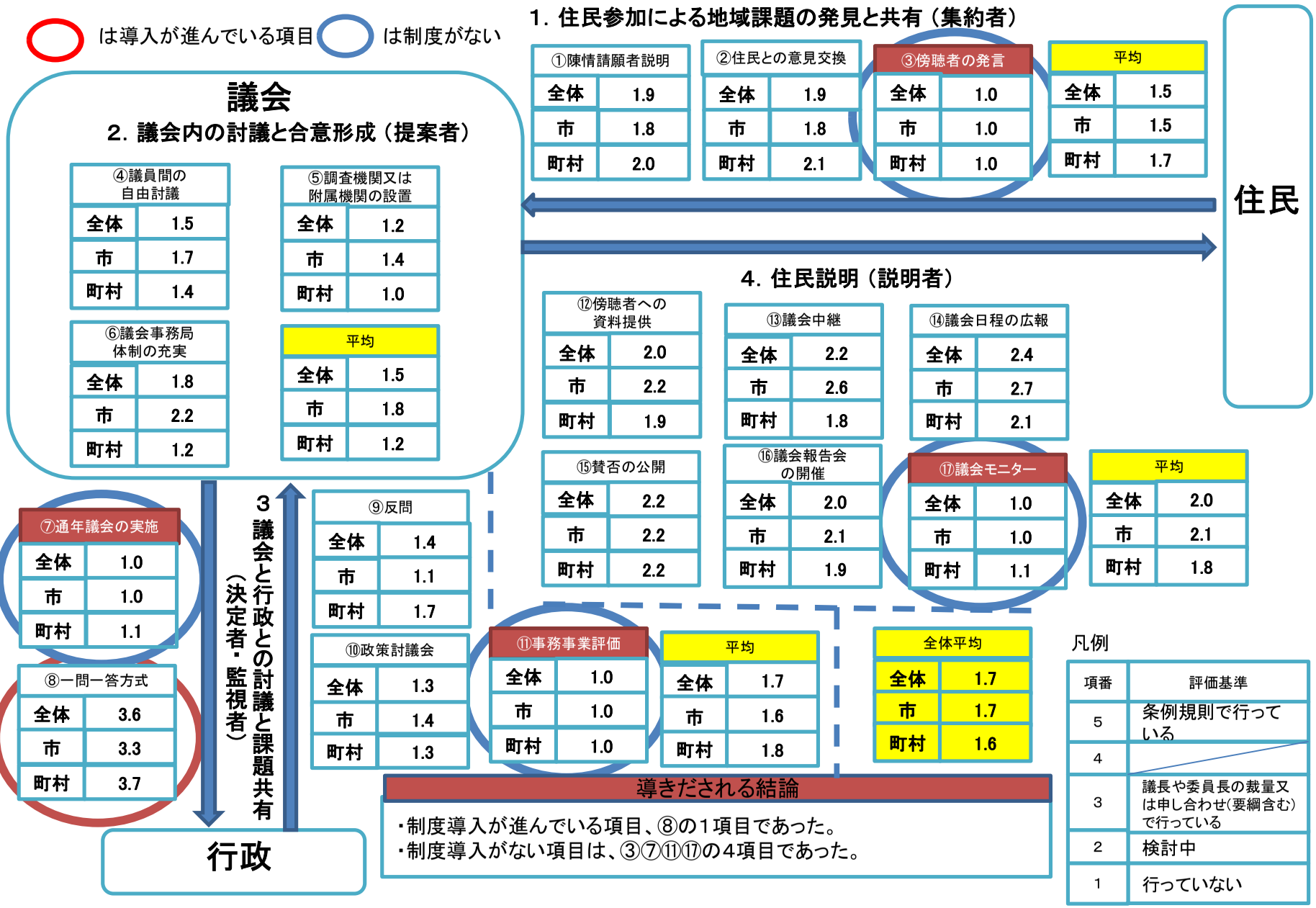

（注）参考文献:「地方議員の逆襲」佐々木信夫　講談社現代新書　2016年

（3）沖縄県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の比較

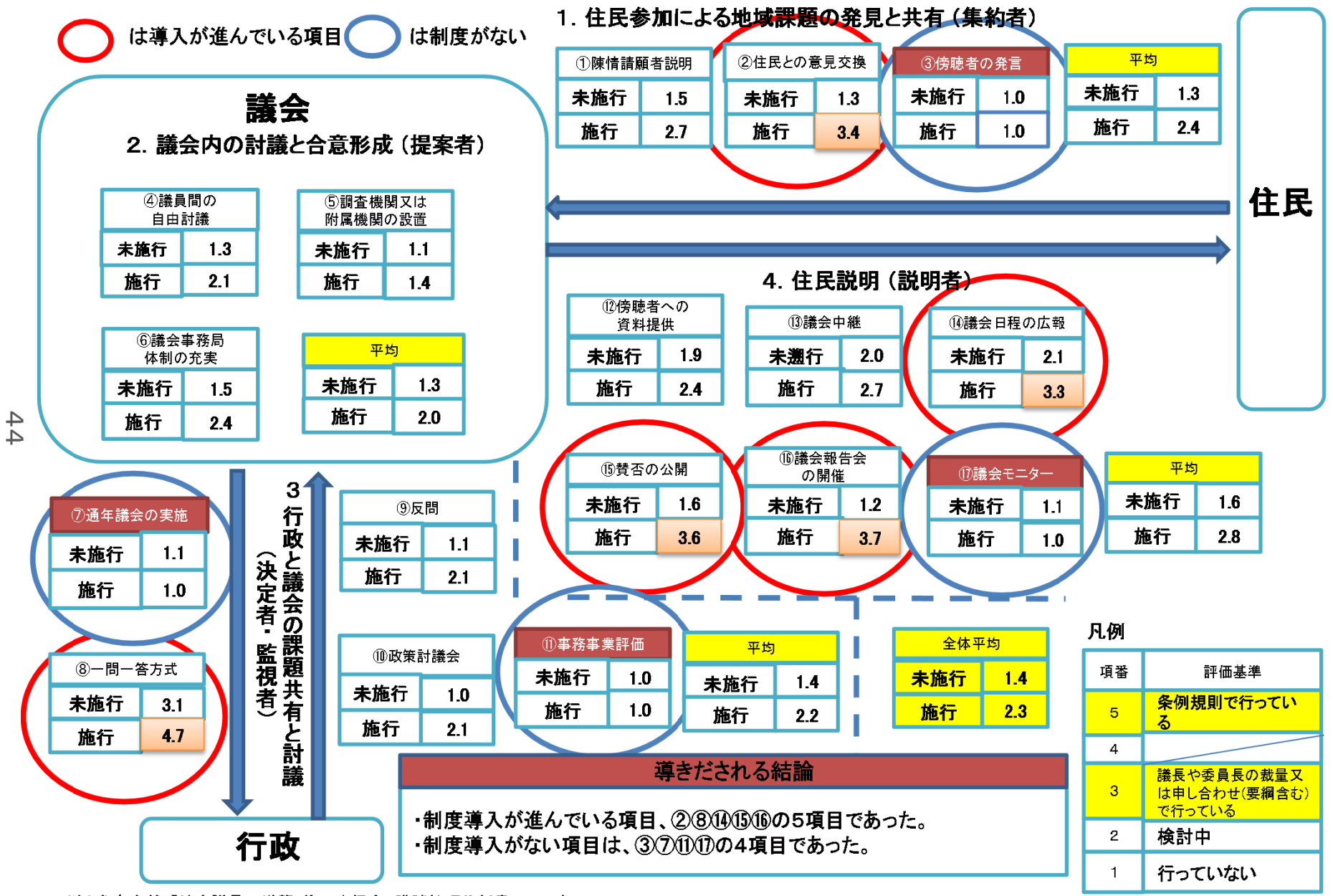

（注）参考文献:「地方議員の逆襲」佐々木信夫　講談社現代新書　2016年

（4）住民と対話する議会

問3住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上（行っている）と3未満（行っていない）に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

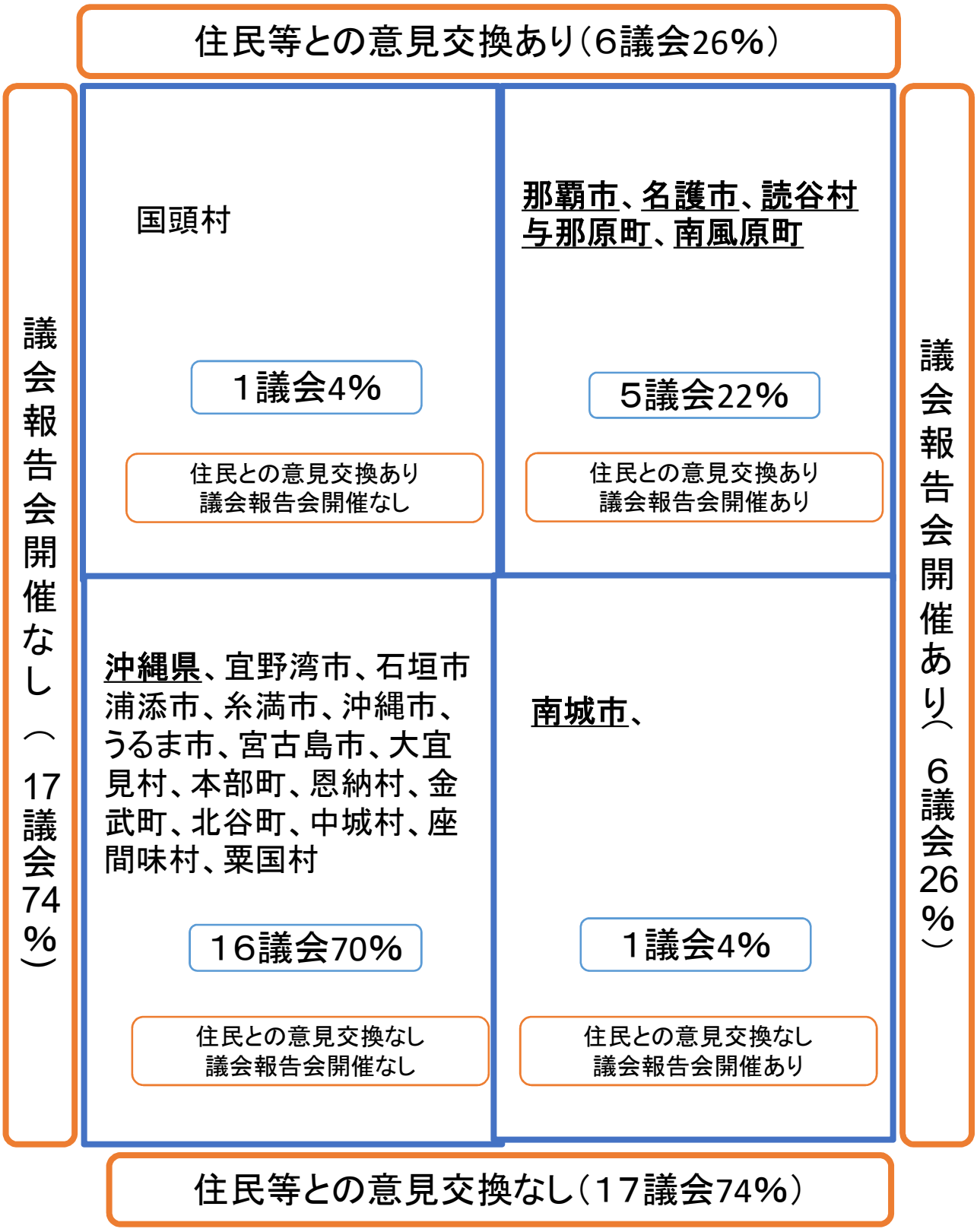

（注）アンダーラインは議会基本条例制定議会

（5）討議する議会

問5自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上（行っている＝あり）と3未満（行っていない＝なし）に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

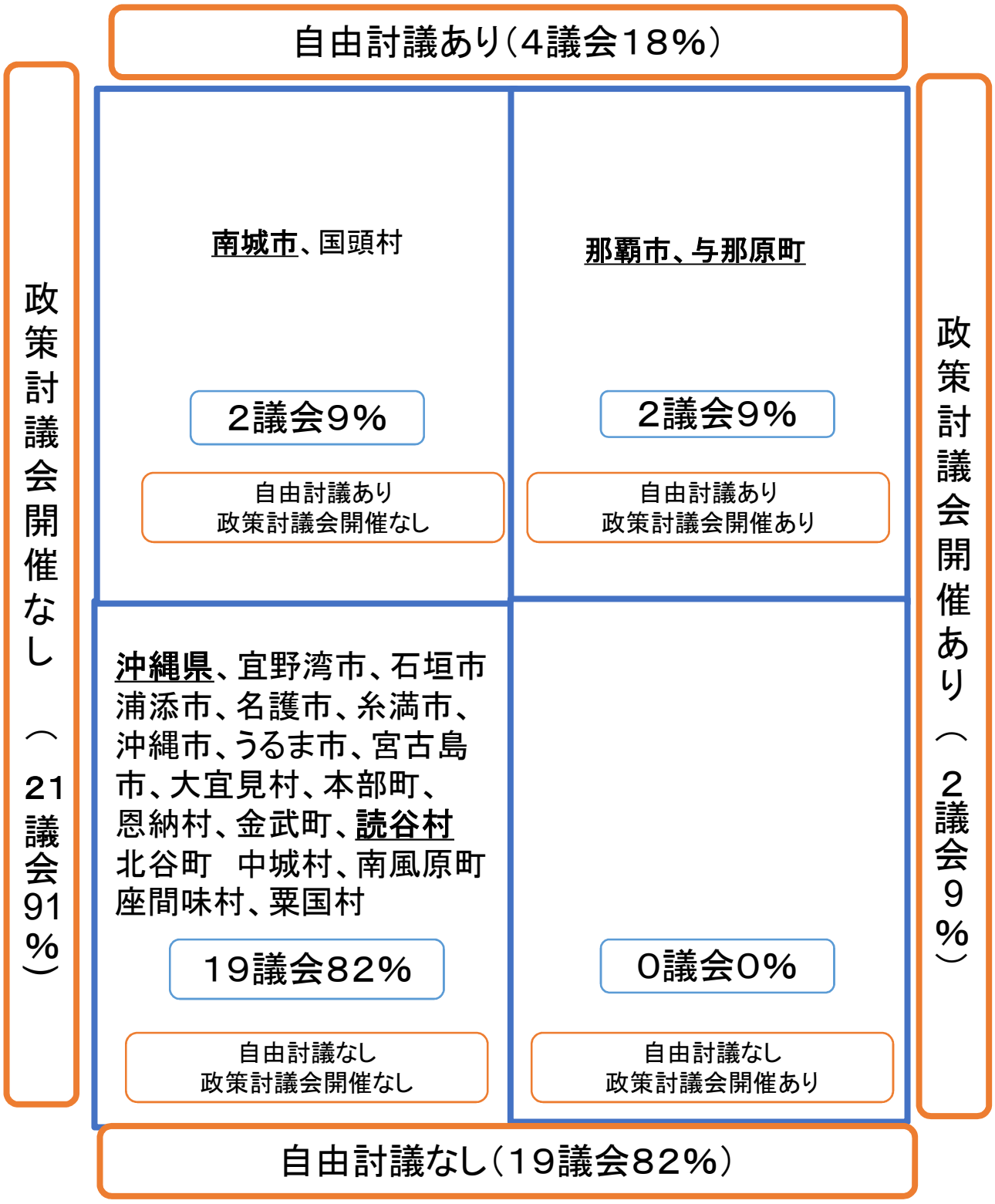

（注）アンダーラインは議会基本条例制定議会

（6）2016市と町村議会の4指標による比較

市と町村議会の比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	全体
市	1.5	1.8	1.6	2.1	1.7
町村	1.7	1.2	1.8	1.8	1.6

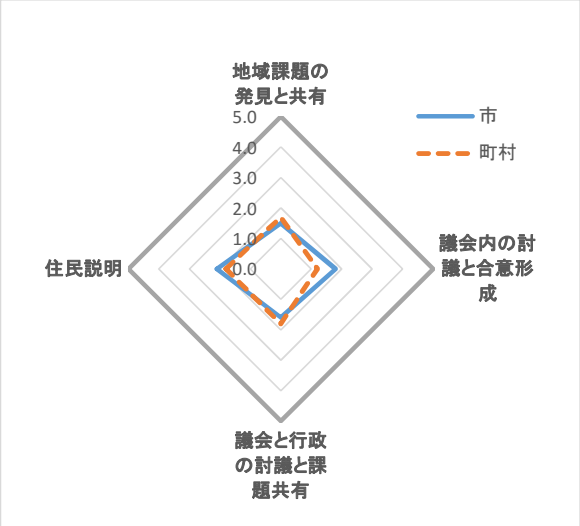

議会基本条例有無議会比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	全体
未制定	1.3	1.3	1.4	1.6	1.4
制定	2.4	2.0	2.2	2.8	2.3

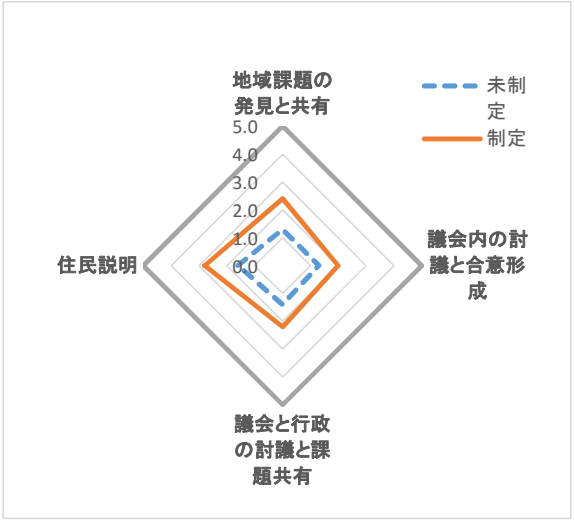

（7）議会基本条例制定議会の比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2016平均
1	那覇市	3.7	4.7	2.6	3.7	3.7
2	南風原町	3.3	1.0	2.6	3.5	2.6
3	読谷村	3.0	1.0	2.6	2.7	2.3
4	与那原町	2.0	1.7	2.6	2.3	2.2
5	名護市	2.7	1.3	1.4	2.7	2.0
6	沖縄県	1.0	2.3	1.8	2.5	1.9
7	南城市	1.0	2.0	1.8	2.2	1.7
2016平均		2.4	2.0	2.2	2.8	2.3

（8）全体評価のコメント

1．沖縄県内自治体議会の活性化（改革）は進展しているか （P43～P44参照）

1-1 （2）の沖縄県内自治体議会の全体評価では、設問における制度導入がない項目は③傍聴者の発言、⑦通年議会の実施、⑪事務事業評価、⑰議会モニターの4項目であったこと、制度導入が進んでいる項目は⑧一問一答方式導入の1項目であったこと、それ以外の12項目は制度導入が進んでいない状態であった。したがって、沖縄県の自治体議会全体の活性化の進展状況は全体評価が1．7であることも含め、余り進展していないと見える。

市議会が町村議会より評価が高かった主な項目は、⑥議会事務局体制、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑯議会報告会の開催であった。一方、町村議会の方が評価が高かった主な項目は、①請願陳情者の説明、②住民との意見交換、⑨反問であった。

沖縄県内自治体議会の活性化の特徴としては、説明者の機能は行われているが、集約者、提案者、決定者・監視者の機能は行われていない。具体的には、①②の住民参加機能、④の議員間討議と合意の機能、⑤⑥の議会事務局機能と事務局機能を補完する機能、⑩の議会の意思を行政との討議により実現する機能の充実が、今後待たれる。

1-2 （3）の議会基本条例施行と未施行議会の比較では、議会基本条例施行議会での設問における制度導入がない項目は、全体評価と同様の4項目（③⑦⑪⑰）であった。評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が高い結果であった。評価が3（行っている）の項目は17項目中5項目（②⑧⑭⑮⑯）で、評価が3以下（行っていない）の項目は17項目中8項目（①④⑤⑥⑨⑩⑫⑬）であった。

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、集約者と説明者の機能は行われているが、提案者や決定者・監視者としての機能は行われていない。

今後、議会基本条例の制定、見直し時には、これらの制度の導入・拡大することが期待される。

2．住民と対話する議会（「住民との意見交換」と「議会報告会開催」のクロス分析 （P45参照））

2-1 （4）住民と対話する議会は、問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」が評価指標3以上（行っている）と3未満（行っていない）に区分し、クロスすることで、議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。

2-2 「住民との意見交換」と「議会報告会開催」共に「行っている」は、5議会（22%）、逆に、共に「行っていない」は16議会（70%）であった。一方、「住民との意見交換」は「行っている」が「議会報告会開催」は「行っていない」は1議会（4%）、逆に、「議会報告会開催」は「行っている」が「住民との意見交換」は「行っていない」は1議会（4%）であった。このことは、テーマを定めて意見交換する「住民との意見交換」も、議会が重点審議した結果説明である「議会報告会開催」も「行われていない」が7割と多いことがわかる。

2-3 「住民との意見交換なし」が17議会（74%）、「議会報告会開催なし」が17議会（74%）と、住民と対話しない議会が7割以上もあるようだ。その中には、議会基本条例を施行している議会も入っており、条例どおり運用されていないのではないか。

３．討議する議会（「自由討議」と「政策討議会開催」のクロス分析 （P46参照））

3-1 （５）討議する議会は、問4「自由討議」と問16「政策討議会（全員協議会等）開催」が評価指標3以上（行っている）と3未満 （行っていない）に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題を討議しているか明らかにした。

3-2 「自由討議」と「政策討議会開催」共に「行っている」は、２議会（９%）、逆に、共に「行っていない」は１９議会（８２%）であった。一方、「自由討議は「行っている」が「政策討議会開催」は「行っていない」は2議会（９%）、逆に、「政策討議会開催」は「行っている」が「自由討議」は「行っていない」は0議会 （０%）であった。このことは、議会と行政との政策課題の討議と課題共有である「政策討議会開催」も、議会内での議員間の政策課題に関する「自由討議」も8割の議会では行われていないことがわかる。

3-3 「自由討議なし」は１９議会（８２%）、「政策討議会開催なし」は２１議会（９１%）と、討議ない議会が８～9割もあることに驚きと改善すべき課題であることを指摘したい。その中には、議会基本条例施行議会も入っており、条例どおり運用されていないのではないか。

4. 2016年調査の詳細

（1）請願陳情者の説明

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の7議会のうち、評価3（申し合わせ）が6議会（75%）、評価5（条例等）が2議会（25%）と、**評価3（申し合わせ）が評価5（条例等）より多い。請願陳情者の説明は条例等がなくても行えることを示している。**

b 「行っている」7議会のうち、**議会基本条例有が4議会（50%）、同条例無が4議会（50%）であったが、議会基本条例がなくても、やる意志があれば行われることを示している。**

C 回答の23議会中 「行っている」8議会の比率は35%と、**3．5割の議会で請願陳情者の説明が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」4議会のうち、評価3（申し合わせ）が2議会（50%）、**評価5（条例等）が2議会（50%）と、「行っている」根拠として申し合わせとしている議会が半数の議会である。**このことは、行うことを条例で縛られたくないという現れではないか。

b 議会基本条例有の7議会のうち、「行っている」（評価3・5）が4議会（57%）、「行っていない」（評価1・2）が3議会（43%）と、**同条例が有っても請願陳情者の説明を「行っていない」議会が4割ある。**

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

請願陳情者の説明を行っていると回答した8議会では、**人口規模が1万人以上2万人以下の議会で、請願陳情者の説明を行っている議会（60%）が多い。**

表1．請願陳情者の説明の評価

年度	2016
全体評価	1.9
議会基本条例有	2.7

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	12	0	4	0	16	57%
議会基本条例有	3	0	2	2	7	43%
計	15	0	6	2	23	100%
実施比率	65%		35%			

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	3	1	4	25%	38%
5万人以上	2	2	4	50%	
2万人以上	2	3	5	60%	50%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					
5千人以下	3	1	4	25%	12%
計	14	8	22	36%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

（2）住民等との意見交換

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の6議会のうち、評価3（申し合わせ）が1議会（17%）、評価4・5（条例等）が5議会（83%）と、**評価4・5（条例等）が評価3（申し合わせ）より多い。条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 「行っている」6議会のうち、議会基本条例有が5議会 （83%）、同条例無が1議会（17%）と、**条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

C 回答の23議会中 「行っている」6議会の比率は26%と、**3割弱の議会で住民等との意見交換が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a **議会基本条例有で、「行っている」5議会のうち、**評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、評価4・5（条例等）が5議会（100%）と、**条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の7議会のうち、「行っている」（評価3～5）が5議会（71%）、「行っていない」（評価1・2）が2議会（29%）と、**同条例で規定されていることで住民等との意見交換を「行っている」議会が多い。**

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

住民等との意見交換を行っていると回答した6議会では、**1万人以上2万人以下の議会で、住民等との意見交換を行っている議会（50%）が多い。**

表1．住民等との意見交換の評価

年度	2016
全体評価	1.9
議会基本条例有	3.4

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	13	2	1	0	0	16	17%
議会基本条例有	2	0	0	3	2	7	83%
計	15	2	1	3	2	23	100%
実施比率	74%		26%				

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	3	1	4	25%	33%
5万人以上	3	1	4	25%	
2万人以上	3	2	5	40%	50%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					
5千人以下	3	1	4	25%	17%
計	16	6	22	27%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

（3）議員間の自由討議

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の4議会のうち、評価3（申し合わせ）が3議会（75%）、評価5（条例等）が1議会（25%）と、**評価3（申し合わせ）が評価5（条例等）より多い。議員間の自由討議は条例等がなくても行えることを示している**。

b 「行っている」4議会のうち、議会基本条例有が3議会（75%）、同条例無が1議会（25%）と、**条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

C 回答の23議会中 「行っている」4議会の比率は17%と、**2割弱の議会で議員間の自由討議が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」3議会のうち、評価3（申し合わせ）が2議会（67%）、評価5（条例等）が1議会（33%）と、**「行っている」根拠として申し合わせとしている議会が多い**。このことは、行うことを条例で縛られたくないという現れではないか。

b 議会基本条例有の7議会のうち、「行っている」（評価3・5）が3議会（43%）、「行っていない」（評価1・2）が4議会（57%）と、**同条例が有っても議員間の自由討議を「行っていない」議会が多い**。

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

議員間の自由討議を行っていると回答した4議会では、**1万人以上2万人以下の議会で、議員間の自由討議を行っている議会（50%）が多い**。

表1. 自由討議の評価

年度	2016
全体評価	1.5
議会基本条例有	2.1

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	15	0	1	0	16	25%
議会基本条例有	4	0	2	1	7	75%
計	19	0	3	1	23	100%
実施比率	83%		17%			

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	3	1	4	25%	25%
5万人以上	4	0	4	0%	
2万人以上	4	1	5	20%	50%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					
5千人以下	3	1	4	25%	25%
計	18	4	22	18%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

（4）一問一答方式の導入

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の19議会のうち、評価3（申し合わせ）が9議会（47%）、評価5（条例等）が10議会（53%）と、**評価5（条例等）と評価3（申し合わせ）はほぼ同じ数であった。一問一答方式の導入は条例等がなくても行えることを示している**。

b 「行っている」19議会のうち、議会基本条例有が7議会（37%）、**同条例無が12議会（63%）と、議会基本条例がなくても、やる意志が有れば行われることを示している**。

C 回答の23議会中「行っている」19議会の比率は83%と、**約8割の議会で一問一答方式が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」7議会のうち、評価3（申し合わせ）が1議会（14%）、**評価5（条例等）が6議会（86%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

b 議会基本条例有の7議会のうち、**「行っている」（評価3・5）が7議会（100%）**、「行っていない」（評価1・2）が0議会（0%）と、**同条例で規定されていることで一問一答方式を「行っている」議会が多い**。

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

一問一答方式を行っていると回答した18議会（沖縄県議会含まず）では、**1万人以上2万人以下の議会で、一問一答方式を行っている議会（50%）が多い**。

表1. 一問一答方式の評価

年度	2016
全体評価	3.6
議会基本条例有	4.7

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	3	1	8	4	16	63%
議会基本条例有	0	0	1	6	7	37%
計	3	1	9	10	23	100%
実施比率	17%		83%			

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	1	3	4	75%	33%
5万人以上	1	3	4	75%	
2万人以上	0	5	5	100%	50%
1万人以上	1	4	5	80%	
5千人以上					
5千人以下	1	3	4	75%	17%
計	4	18	22	82%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

（5）反問

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の2議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、評価5（条例等）が2議会（100%）と、**評価5（条例等）が評価3（申し合わせ）より多い。反問は条例等がなければ行えないことを示している**。

b 「行っている」2議会のうち、議会基本条例有が2議会（100%）、同条例無が0議会（0%）と、**条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

C 回答の23議会中 「行っている」2議会の比率は9%と、**約1割の議会で反問が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」2議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、**評価5（条例等）が2議会（100%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

b 議会基本条例有の7議会のうち、「行っている」（評価3・5）が2議会（29%）、**「行っていない」（評価1・2）が5議会（71%）と、同条例で規定されていることが反問を「行っている」としている議会が多い**。

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

反問を行っていると回答した2議会では、**1万人以上2万人以下の議会で、反問を行っている議会（100%）が多い**。

表1. 反問の評価

年度	2016
全体評価	1.4
議会基本条例有	2.1

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	15	1	0	0	16	0%
議会基本条例有	5	0	0	2	7	100%
計	20	1	0	2	23	100%
実施比率	91%		9%			

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	4	0	4	0%	0%
5万人以上	4	0	4	0%	
2万人以上	3	2	5	40%	100%
1万人以上	5	0	5	0%	
5千人以上					
5千人以下	4	0	4	0%	0%
計	20	2	22	9%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

（6）賛否の公開

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の11議会のうち、評価3（申し合わせ）が9議会（82%）、評価4・5（条例等）が2議会（18%）と、**評価3（申し合わせ）が評価4・5（条例等）より多い。賛否の公開は条例等がなくても行えることを示している**。

b 「行っている」11議会のうち、議会基本条例有が7議会（64%）、同条例無が4議会（36%）と、**議会基本条例がなくても、やる意志が有れば行われることを示している**。

C 回答の23議会中 「行っている」11議会の比率は48%と、**約5割の議会で賛否の公開が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」7議会のうち、評価3（申し合わせ）が5議会（71%）、評価4・5（条例等）が2議会（29%）と、**条例等で規定せず、申し合わせで行っている議会が多い**。このことは、行うことを条例で縛られたくないという現れではないか。

b 議会基本条例有の7議会のうち、「行っている」（評価3～5）が7議会（100%）、「行っていない」（評価1・2）が0議会（0%）と、**同条例が有ることで賛否の公開を「行っている」としている議会が多い**。

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

賛否の公開を行っていると回答した10議会（沖縄県議会含まず）では、**1万人以上2万人以下の議会で、賛否の公開を行っている議会（50%）が多い**。

表1. 賛否の公開の評価

年度	2016
全体評価	2.2
議会基本条例有	3.6

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	10	2	4	0	0	16	36%
議会基本条例有	0	0	5	0	2	7	64%
計	10	2	9	0	2	23	100%
実施比率	52%		48%				

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	2	2	4	50%	30%
5万人以上	3	1	4	25%	
2万人以上	1	4	5	80%	50%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					20%
5千人以下	2	2	4	50%	
計	12	10	22	45%	

（注）沖縄県議会含まず。

（7）議会報告会

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の6議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、評価4・5（条例等）が6議会（100%）と、**評価4・5（条例等）が評価3（申し合わせ）より多い。条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

b 「行っている」6議会のうち、**議会基本条例有が6議会（100%）**、同条例無が0議会（0%）と、**条例等があることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

C 回答の23議会中 「行っている」6議会の比率は26%と、**約3割の議会で議会報告会が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」6議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、**評価4・5（条例等）が6議会（100%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い**。

b 議会基本条例有の7議会のうち、**「行っている」（評価3～5）が6議会（86%）**、「行っていない」（評価1・2）が1議会（14%）と、**同条例が有ることで議会報告会を「行っている」議会が多い**。

③の人口規模別評価の分布（表3参照）

議会報告会を行っていると回答した6議会では、**人口規模が、1万人以上2万人以下の議会で、議会報告会を行っている議会（67%）が多い**。

表1. 議会報告会の評価

年度	2016
全体評価	2.0
議会基本条例有	3.7

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	13	3	0	0	0	16	0%
議会基本条例有	1	0	0	5	1	7	100%
計	14	3	0	5	1	23	100%
実施比率	74%		26%				

表3. 人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	3	1	4	25%	33%
5万人以上	3	1	4	25%	
2万人以上	2	3	5	60%	67%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					
5千人以下	4	0	4	0%	0%
計	16	6	22	27%	100%

（注）沖縄県議会含まず。

資料編
1. 集計データ

NO	自治体	基礎情報 定数	女性議員数	女性議員比率	会派有無	会派数	平均年齢	政務活動費有無	政務活動費の額	次回選挙	議会基本条例	自治基本条例
1	沖縄県	48	6	12.5%	1	7	61.4	1	25	H28.6	1	0
2	那覇市	40	7	17.5%	1	7	54.0	1	9	H29.8	1	0
3	宜野湾市	26	2	7.7%	1	5		1	2	H30.9	2	0
4	石垣市	22	3	13.6%	1	4	53.0	1	2.5	H30.9	0	1
5	浦添市	27	2	7.4%	1	12	56.6	1	2	H29.2	0	0
6	名護市	27	3	11.1%	1	5	61.0	1	2.5	H30.9	1	0
7	糸満市	21	1	4.8%	1	9	61.4	1	1	H29.11	0	0
8	沖縄市	30	5	16.7%	1	7		1	3	H30.9	0	0
9	うるま市	30	3	10.0%	1	6	60.0	1	2	H30.4	0	0
10	宮古島市	26	1	3.8%	1	7	60.9	1	1.5	H29.11	2	0
11	南城市	20	2	10.0%	1	3	55.0	1	1	H30.9	1	0
12	国頭村	10	1	10.0%	0	0	61.0	0	0		0	0
13	大宜見村	10	0	0.0%	0	0	62.0	0	0	H30.9	0	0
14	本部町	14	0	0.0%	0	0	62.0	0	0.0	H29.3	0	0
15	恩納村	16	0	0.0%	0	0	59.0	1	1	H30.9	0	0
16	金武町	16	0	0.0%	0	0	61.0	1	3	H28.11	0	1
17	読谷村	19	2	10.5%	0	0	61.0	1	1.5	H30.9	1	1
18	北谷町	19	4	21.1%	0	0	57.0	1	1.5	H30.9	0	0
19	中城村	18	1	5.6%	0	0	62.0	1	1	H30.9	0	0
20	与那原町	14	1	7.1%	0	0	59.0	1	0.5	H29.4	1	0
21	南風原町	16	3	18.8%	1	5	60.0	1	1.5	H30.9	1	1
22	座間味村	7	0	0.0%	0	0	53.0	0	0	H30.9	0	0
23	粟国村	7	0	0.0%	0	0	54.8	0	0	H30.9	0	0

NO	自治体	1. 住民参加による地域課題の発見と共有 問1	補	問2	補	補	問3	補	補	補	平均
		請願・陳情提出者による提案説明	直接説明の実績有無	住民との対話の場	実施回数	アンケート調査有無	傍聴者の発言	傍聴者の発言実績有無	傍聴者数の公表の有無	手話通訳の有無	
1	沖縄県	1		1		0	1				1.0
2	那覇市	5		5	2	0	1				3.7
3	宜野湾市	1		2			1				1.3
4	石垣市	1		1		0	1				1.0
5	浦添市	1	1	1			1				1.0
6	名護市	3	1	4	1	0	1				2.7
7	糸満市	1	1	1		0	1				1.0
8	沖縄市	1		1		0	1				1.0
9	うるま市	1	1	1		0	1				1.0
10	宮古島市	3	1	1			1				1.7
11	南城市	1		1			1				1.0
12	国頭村	3		3	3	0	1				2.3
13	大宜見村	1		1			1				1.0
14	本部町	1		1		0	1				1.0
15	恩納村	1		1		0	1				1.0
16	金武町	1		1			1				1.0
17	読谷村	3	1	5	8	0	1				3.0
18	北谷町	3		1		0	1				1.7
19	中城村	3	1	1		0	1				1.7
20	与那原町	1		4	1	0	1				2.0
21	南風原町	5	1	4	1	0	1				3.3
22	座間味村	1		2			1				1.3
23	粟国村	1		1		0	1				1.0

NO	自治体	2. 議会内の討議と合意形成 問4	補	補	補	補	補	問5	補	補	補	補	補	補	補	補	補	問6	補	内訳			補	補	平均
		首長側提出議案に対する議員間の討議	議会による否決件数	再提出後可決された件数	議員による修正件数	可決された修正案の件数	政策提言数	調査機関又は附属機関の設置	議員数（人）	公募市民（人）	専門的知見の活用有無	専門的知見の活用件数	公聴会の開催、参考人招致有無	公聴会の件数	参考人の件数	議員等提案条例件数	可決された件数	議会事務局体制の充実	職員数	専任	兼任	臨時	兼務	課題記入	
1	沖縄県	1	0	0	3	0		1			0		0			2	2	5	52	48		4			2.3
2	那覇市	5	0	0	0	0		4	9	0	0		1		6	0	0	5	21	20		1			4.7
3	宜野湾市	2	0	0	2	0		2			0		0			0	0	2	9	8		1			2.0
4	石垣市	1	1	1	0	0		1			0		1		1	1	1	2	8	6		2			1.3
5	浦添市	1	0	0	0	0	1	1			0		1		2	0	0	3	9	8		1		1	1.7
6	名護市	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	2	9	7		2		1	1.3
7	糸満市	1	0	0	1	0		1			0		1		5	0	0	1	8	7		1			1.0
8	沖縄市	1	0	0	0	0		1			0		1		1	0	0	1	13	10		3			1.0
9	うるま市	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0		3	9	9				1	1.7
10	宮古島市	1	7	0	1	1		1								0	0	1	7	6		1		1	1.0
11	南城市	3	0	0	0	0	0	1										2	5	5					2.0
12	国頭村	3						1			0		0			0		1	3		3		1		1.7
13	大宜見村	1						1										1	2		2		1		1.0
14	本部町	1	0	0	0			1			0		0			0		1	3	2		1			1.0
15	恩納村	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3		3		1		1.0
16	金武町	1						1										3	4	2	2		1		1.7
17	読谷村	1						1			0		0					1	4	4					1.0
18	北谷町	1	0	0	0	0		1			0		1		9	0	0	1	5	4		1		1	1.0
19	中城村	1	0	0	3	0		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1	1	1.0
20	与那原町	3	0	1	0	0		1					1		1	0		1	2	2					1.7
21	南風原町	1	0	0	0	0	1	1			0		0			0	0	1	4		4		1		1.0
22	座間味村	2						1										1	1	1					1.3
23	粟国村	1	1	0	3	0		1			0		0			0	0	1	2	1		1			1.0

3. 行政と議会の課題共有と討議

NO	自治体	問7 通年議会の実施	補 項番5を選択した議会は、通年議会の根拠	問8 一問一答方式の導入状況	補 一問一答方式の実績有無	補 質問の制限	問9 執行部の反問	補 反問の実績有無	問10 議会内での政策討論会の開催	補 政策討論会の実施場所	補 政策討論の場の公開・非公開	補 議会主催による議員研修の実施状況	補 研修内容	問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施	補 取組事例の記入有無	平均
1	沖縄県	1		5	1	3	1		1			1	1	1		1.8
2	那覇市	1		5		1・3	1		5	5	1	1	1	1		2.6
3	宜野湾市	1		3		2・3	2		1			1	1	1		1.6
4	石垣市	1		3			1		1			0		1		1.4
5	浦添市	1		1			1		1			0		1		1.0
6	名護市	1		3		3	1	1	1			1	1	1		1.4
7	糸満市	1		5	1	2・3	1		1			0		1		1.8
8	沖縄市	1		3	1	2・3	1		1			0		1		1.4
9	うるま市	1		3		3	1		1			0		1		1.4
10	宮古島市	1		2			1		1			0		1		1.2
11	南城市	1		5		1・3	1		1					1		1.8
12	国頭村	1		1			1		1					1		1.0
13	大宜見村	1		3		1	1		1					1		1.4
14	本部町	1		1			1		1			1	1	1		1.0
15	恩納村	1		5	1	2・3	1		1			0		1		1.8
16	金武町	1		5		2・3	1		1					1		1.8
17	読谷村	1		5			5		1					1		2.6
18	北谷町	1		3		3	1		1					1		1.4
19	中城村	1		3		3	1		1			0		1		1.4
20	与那原町	1		5		3	1		5	4	0	0		1		2.6
21	南風原町	1		5		3	5	1	1			1	1	1		2.6
22	座間味村	2		5		1・3	1		1					1		2.0
23	粟国村	1		3		3	1		1			0		1		1.4

4. 住民説明

NO	自治体	問12 傍聴者への資料提供	補 会議資料をホームページにて提供を行っているか	問13 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継	補 オンデマンド配信有無	問14 議会日程等の広報	問15 議案に対する賛否の公開	補 公開単位	補 公開媒体（議会広報）	補 公開媒体（ホームページ）	問16 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）	補 議会報告会開催要綱等の規程の有無	補 議会報告会のパターン	補 議会報告会で議論された案件を本会議等で議論（フィードバック）の有無	補 議会報告会における課題の有無	問17 議会モニター制度	補 任期	補 人数	補 公募	補 報酬	補 議会モニターの役割	平均
1	沖縄県	2	1	4	1	4	3	2		1	1					1						2.5
2	那覇市	3	1	4	1	4	5	2	1	1	5	1	2	1	1	1						3.7
3	宜野湾市	2	1	3	0	3	2				2					1						2.2
4	石垣市	2	0	3	1	1	1				1					1						1.5
5	浦添市	2	0	1		3	1				1					1						1.5
6	名護市	2	0	3		3	3	2	1	1	4	0	2	0	1	1						2.7
7	糸満市	2	1	2	0	3	1				1					1						1.7
8	沖縄市	2		3		3	3	2	1		1					1						2.2
9	うるま市	2	0	3	1	3	2				1					1						2.0
10	宮古島市	3		3	1	2	1				1					1						1.8
11	南城市	2	0	1		2	3	2	1		4	1	1	1	1	1						2.2
12	国頭村	2	0	1		1	1				1					1						1.2
13	大宜見村	2	0	1		1	3	2	1		2					1						1.7
14	本部町	1		1		1	1				1					1						1.0
15	恩納村	3		2	0	3	1				1					1						1.8
16	金武町	2	0	3	1	3	1				1					1						1.8
17	読谷村	2	1	3		3	3				4	0	2	1		1						2.7
18	北谷町	2		1		2	3	2	1		1					1						1.7
19	中城村	1		3	1	2	1				1					1						1.5
20	与那原町	2	0	1		3	3	2			4	1	2	0	1	1						2.3
21	南風原町	4	1	3	1	4	5	2	1	1	4	1	2	1	1	1						3.5
22	座間味村	1		1		1	1				2					2						1.3
23	粟国村	1	0	1	0	1	3	2	1		1					1						1.3

NO	自治体	問18 これまでの条例の目的が達成されているかの検討状況	補 条例改正状況	問19 政治倫理条例の制定有無	問20 議決事件の追加	2 議決対象となる総合計画の範囲	3 議決事件の追加の有無	4 新たな議決事件を追加	問21 議会だより発行頻度	2 議会だより住民アンケート実施状況	3 広聴広報委員会の有無	問22 広域的課題を議論するため近隣自治体議会との意見交換の場が設けられているか	問23 議長・副議長の選挙の有無	問24 選挙区の設定有無	問25 今後の課題、問題点として解決したいと思われる事柄	問26 参考にしている他自治体議会有無
1	沖縄県	0		0	0		0		0			0	1	1		
2	那覇市	0		0	1	3	1		3	0	1	0	1	0		
3	宜野湾市	0		0	1	2	0		2	0	0	0	1	0		
4	石垣市			0	1	2	0		2	0	0	0	1	0		
5	浦添市			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
6	名護市	0		0	1	3	0		2	0	1	0	1	0	1	
7	糸満市			0	0		0		2	0	0	0	1	0	1	
8	沖縄市			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
9	うるま市			0	0		1		2	0	1	0	1	0		1
10	宮古島市			0	0		1		0	0	0	0	1	0	1	1
11	南城市	0		0	0		0		2	0	1	0	1	0		
12	国頭村			0	1	2	1	1	2	0	0	1	0	0	1	
13	大宜見村			0	1	2	0		2	0	0	0	1	0	1	
14	本部町			0	1	1	0		2	0	0	0	1	0		
15	恩納村			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
16	金武町			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
17	読谷村	0		0	0		0		2	0	0	0	1	0	1	
18	北谷町			0	1	1	0		3	0	1	1	1	0	1	
19	中城村			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
20	与那原町	0		0	1	3	1	1	2	0	1	0	0	0		
21	南風原町	0		0	1	2	1		2	0	1	0	0	0		
22	座間味村			0	0		0		3	0	0	0	1	0		
23	粟国村			0	1	2	0		3	0	0	0	1	0		

2. 調査票

2016 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（沖縄県）

自治体議会名	議会

ご記入日	Ｈ２８年　　月　　日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

議会等基礎情報

定数（欠員）	人（　　人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務活動費（有無選択）	有・　無
次回選挙予定年月	Ｈ　　年　　月	政務活動費の額	万円/人･月
議会基本条例	施行済み　・　検討中　　・　未施行		
自治基本条例	施行済み　・　検討中　　・　未施行		

１．住民参加による地域課題の発見と共有

問１　請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

●実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

(注)上記項番３・５を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問２　住民等との意見交換（住民との一般会議）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・ＮＰＯとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年１回以上実施し、さらに、提起された政策課題を委員会等で議論し、政策課題を予算審議等に反映させるための政策提言をまとめている
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年１回実施し、政策課題の発掘を行っている。政策提言にまでまとめていない
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

(注 1) 上記項番 3～5 を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5 を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。

(注 2) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問 16) なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。

(注 3) 上記項番１～２を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

１．上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

２．H27.4～28.3 の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

□①行っている　(案件：　　)
　　(活用内容：　　)

□②行っていない

問３　傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問１の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。(H27.4～28.3の期間)

選択	項番	内　　容
	５	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	４	
	３	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	２	検討中
	１	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない)

【補足説明欄】

（注）上記項番３・５を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

①傍聴者数の公表（広報誌等）□有　・□無　②手話通訳（事前予約含む）□有　・□無

２．議会内の討議と合意形成

問４　首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内　　容
	５	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	４	
	３	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	２	検討中
	１	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない)

【補足説明欄】

（注1）上記項番３・５を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注2）上記項番１～２を選択した議会は、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

（なかった場合には「０」件とご記入願います）

１．H27.4～28.3 の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数　（　　）件　②再提出後可決された件数　（　　）件

２．H27.4～28.3 の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）に対する議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数　（　　）件　②可決された修正案の件数　（　　）件

３．H27.4～28.3 の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時　期	政策提言の内容

問５　調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内　　容
	５	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している
	４	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している
	３	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	２	検討中
	１	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

（注）上記項番３～５を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

１．上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（　人）　②公募市民人数（　人）

２．H27.4～28.3 の期間、地方自治法 100 条の 2 に基づく専門的知見の活用（調査機関又は附属機関の設置を除く）を具体的に行いましたか。

□①行っている　（　　件：（事例）　　）

□②行っていない

３．H27.4～28.3 の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

□①行っている　（　　件（公聴会）：（事例）　　）

（　　件（参考人）：（事例）　　）

□②行っていない

３．H27.4～28.3 の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。
□①行っている　（　　件(公聴会):(事例)　　）
（　　件(参考人):(事例)　　）
□②行っていない

４．H27.4～28.3 の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案（政策立案）（議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「０」件とご記入ください)なお､既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。
①提出された条例案　（　　）件　　②可決された条例案　（　　）件
③具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問６　議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内　　容
	５	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	４	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	３	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	２	法務担当職員(専任又は兼任)､調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	１	法務担当職員(専任又は兼任)､調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない

【補足説明欄】

補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば､補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等（H28.4.1 現在でご記入ください）

職員数	人	（内訳）専任　　人	兼任　　人　臨時　　人
兼務内容			
議会事務局の課題をご記入願います			

３．行政と議会の課題共有と討議

問７　通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内　　容
	５	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	４	
	３	議会の議決により、通年議会を実施している
	２	実施について検討中
	１	実施していない

【補足説明欄】

補足設問

上記項番５を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

□①地方自治法第１０２条第２項（定例会の招集回数を年１回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）

□②地方自治法第１０２条の２第１項（会期を通年とする）

問８　一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。（H27.4～28.3 の期間）

選択	項番	内　　容
	５	条例規則の規定に基づき、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	４	
	３	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	２	導入を検討中
	１	導入していない（実施していない）

【補足説明欄】

（注）一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問
執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

□①回数制限あり　□②回数制限なし　□③時間制限あり　□時間制限なし

問９　執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

反問を行使された具体的１事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問１０　行政との政策討議会（行政との一般会議）

議会として、重要な政策課題に対し、行政と政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会（行政との一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定があるが、開催は行われていない）

【補足説明欄】

（注１）上記項番３・５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間における政策討議会（一般会議）の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注２）上記項番１～２を選択した議会は、政策討議会（一般会議）を開催する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

１．27.4～28.3 の期間、上記項番３・５を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

□①本会議　□②常任委員会　□③特別委員会　□④全員協議会　□⑤その他（　　）

２．上記項番３・５を選択した議会は、政策会議は公開か非公開かをお答えください。
□①公開　　□②非公開
３．H27.4～28.3 の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。
□①行っている　　研修内容（　　）
□②行っていない

問１１　議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない

【補足説明欄】

（注）上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

４．住民説明

問１２　傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H27.4～H28.3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している
	2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない

【補足説明欄】

補足設問（上記項番２～５を選択した議会）

H27.4～28.3の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

□①行っている　　□②行っていない

問１３　会議のインターネット（ＣＡＴＶを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	５	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	４	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている （ライブ中継を行っている委員会名[　　]）
	３	本会議のみライブ中継を行っている
	２	検討中
	１	行っていない

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３～５を選択した議会）

H27.4～28.3の期間、会議の動画記録のオンデマンド配信（ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式）を行っているか、お答えください。

□①行っている　　□②行っていない

問１４　議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	５	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	４	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文（議案書）も閲覧できる
	３	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	２	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	１	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない

【補足説明欄】

問１５　議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない

【補足説明欄】

（注 1）表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

（注 2）上記項番３～５を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３～５を選択した議会のみ回答）

１．H27.4～28.3 の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。

（　□①会派単位　・　□②議員個別　）

２．賛否の公開媒体

（　□①議会広報　・　□②ホームページ　）

問１６　議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年１回行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注 1）上記項番３～５を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。
（注 2）上記項番１～２を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番３～５を選択した議会のみ回答）

１．議会報告会開催要綱等の規程の有無
□①有　・　□②無

２．H27.4～28.3 の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。
□①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
□②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
□③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

３．H27.4～28.3 の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。
□①議論を行っている
（事例：　　）
□②議論を行っていない

４．議会報告会における現在の課題について（議会側と市民側の課題に分けてお答え下さい）

議会側の課題	市（町）民側の課題
例）年１回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例）町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

問１７　議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内　　容
	５	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	４	
	３	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	２	検討中
	１	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注）上記項番３・５を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した

選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

１．モニター　任期：　　年、人数：　　人、公募：□有・□無　、報酬：□有・□無　、

２．議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）

□①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）

□②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出

□③議会議員との意見交換（年何回：　　回）

□④その他（　　）

５．その他

問１８　議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H27.4～28.3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

□①行っている　（□ａ条例改正実施　　□ｂ条例改正は行わなかった）

□②行っていない

問１９　政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

□①制定している　　□②制定していない

問２０　議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

□①追加している　　□②追加していない

(2)(1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

□①基本構想のみ

□②基本構想・基本計画

□③基本構想・基本計画・実施計画

(3)総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

□①追加している　　□②追加していない

(4)(3)で任意的な議決事件を追加している場合、H27.4～28.3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

（　　）

問２１　貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

（　□①毎月　□②３カ月毎（基本＋随時）　□③その他の頻度（　　）
　□④発行していない　）

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H27.4～28.3 の間）

（　□①実施した　□②実施していない　）

議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無（H27.4～28.3 の間）

（　□①あり　　□②なし　）

問２２　貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

□①設けられている

（具体的事例：　　）

□②設けられていない

問２３　貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

□①選挙により行っている。（詳細は以下）

（根拠規定：　　）

（所信表明の方法：　　）

（その他：

（実施時期：　　年　　月　　日から実施）

□②選挙は行っていない。

（選出方法：　　）

問２４　貴議会の議員の選挙は別に条例で選挙区を設けて実施しておりますか。

□①設けられている　　（平成の大合併　□①あり　□②なし）

□②設けられていない

問２５　貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問２６　貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1)北海道・兵庫県・沖縄県の議会基本条例制定状況

議会基本条例制定状況(自治体リスト)【2015年09月18日更新】
自治体議会改革フォーラムより

北海道		
	自治体議会名	制定年
1	栗山町	(2006年)
2	今金町	(2007年)
3	知内町	(2008年)
4	北海道	(2009年)
5	名寄市	(2009年)
6	三笠市	(2009年)
7	福島町	(2009年)
8	和寒町	(2009年)
9	旭川市	(2010年)
10	帯広市	(2010年)
11	豊浦町	(2010年)
12	鹿追町	(2010年)
13	白糠町	(2010年)
14	釧路市	(2011年)
15	登別市	(2011年)
16	北竜町	(2011年)
17	足寄町	(2011年)
18	士別市	(2012年)
19	根室市	(2012年)
20	大空町	(2012年)
21	浦幌町	(2012年)
22	札幌市	(2013年)
23	夕張市	(2013年)
24	江別市	(2013年)
25	八雲町	(2013年)
26	遠軽町	(2013年)
27	安平町	(2013年)
28	むかわ町	(2013年)
29	芽室町	(2013年)
30	留萌市	(2014年)
31	芦別市	(2014年)
32	富良野市	(2014年)
33	七飯町	(2014年)
34	広尾町	(2014年)
35	幕別町	(2014年)
36	網走市	(2015年)
37	石狩市	(2015年)

兵庫県		
	自治体議会名	制定年
1	洲本市	(2009年)
2	朝来市	(2009年)
3	加西市	(2010年)
4	養父市	(2010年)
5	加東市	(2010年)
6	播磨町	(2010年)
7	姫路市	(2011年)
8	宝塚市	(2011年)
9	篠山市	(2011年)
10	丹波市	(2011年)
11	宍粟市	(2011年)
12	兵庫県	(2012年)
13	神戸市	(2012年)
14	豊岡市	(2012年)
15	西脇市	(2012年)
16	三田市	(2012年)
17	南あわじ市	(2012年)
18	淡路市	(2012年)
19	多可町	(2012年)
20	神河町	(2012年)
21	上郡町	(2012年)
22	香美町	(2012年)
23	明石市	(2013年)
24	三木市	(2013年)
25	たつの市	(2013年)
26	福崎町	(2013年)
27	芦屋市	(2014年)
28	赤穂市	(2014年)
29	高砂市	(2014年)
30	稲美町	(2014年)
31	佐用町	(2014年)
32	西宮市	(2015年)
33	伊丹市	(2015年)
34	相生市	(2015年)

沖縄県		
	自治体議会名	制定年
1	読谷村	(2009年)
2	沖縄県	(2012年)
3	那覇市	(2012年)
4	南城市	(2012年)
5	与那原町	(2013年)
6	南風原町	(2013年)
7	名護市	(2014年)
8	嘉手納町	(2014年)

(2)都道府県別議会基本条例制定状況

県別議会基本条例制定状況【2015年09月18日更新】
自治体議会改革フォーラムより

NO	県名	都道府県市町村数	議会基本条例施行自治体数	施行率
1	北海道	180	37	21%
2	青森県	41	9	22%
3	岩手県	34	18	53%
4	宮城県	36	23	64%
5	秋田県	26	15	58%
6	山形県	36	21	58%
7	福島県	60	20	33%
東北		233	106	45%
8	茨城県	45	22	49%
9	栃木県	27	14	52%
10	群馬県	36	12	33%
11	埼玉県	64	21	33%
12	千葉県	55	11	20%
13	東京都	63	11	17%
14	神奈川県	34	24	71%
関東		324	115	35%
15	新潟県	31	12	39%
16	富山県	16	3	19%
17	石川県	20	9	45%
18	福井県	18	11	61%
19	山梨県	28	7	25%
20	長野県	78	29	37%
21	岐阜県	43	12	28%
22	静岡県	36	16	44%
23	愛知県	55	31	56%
中部		325	130	40%
24	三重県	30	10	33%
25	滋賀県	20	15	75%
26	京都府	27	17	63%
27	大阪府	44	14	32%
28	兵庫県	42	34	81%
29	奈良県	40	9	23%
30	和歌山県	31	2	6%
近畿		234	101	43%
31	鳥取県	20	10	50%
32	島根県	20	9	45%
33	岡山県	28	17	61%
34	広島県	24	16	67%
35	山口県	20	6	30%
中国		112	58	52%
36	徳島県	25	4	16%
37	香川県	18	9	50%
38	愛媛県	21	6	29%
39	高知県	35	12	34%
四国		99	31	31%
40	福岡県	61	28	46%
41	佐賀県	21	11	52%
42	長崎県	22	10	45%
43	熊本県	46	10	22%
44	大分県	19	11	58%
45	宮崎県	27	13	48%
46	鹿児島県	44	32	73%
47	沖縄県	42	8	19%
九州		282	123	44%
計		1789	701	39.2%

（注）都道府県別市区町村数一覧（平成26年4月5日現在）
財団法人地方自治情報センター（LASDEC）
（注2）都道府県47、市区町村1，742、計1，789
（注3）合計701自治体（39.2%）（2015年09月18日更新）
内訳：道府県30（63.8%）、政令市15（75.0%）、特別区2（8.7%）、市415（53.9%）、町村239（25.8%）

あとがき

今回の2016年調査は「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき、行った」「制度はないが、行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていなければ、制度がないと同じとした。
また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、実態を明らかにし、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

2016年調査は、北海道、兵庫県、沖縄県の3道県の自治体議会を同じ基準で調査を行い、議会の活性化にどんな特徴や相違があるのかを知ることで、さらなる議会の活性化が図られることを願うものである。
北海道のほかに、なぜ、沖縄県と兵庫県を選んだのか。沖縄県を選んだ理由は、議会基本条例施行状況が北海道は21%に対し、沖縄県は19%と類似していること、ちなみに、兵庫県は81%である。最大の理由は、沖縄県は北海道から見ると、憧れの地であることから現状を知りたいと思ったことであった。兵庫県を選定した理由は、兵庫県（560万人）は、北海道（540万人）と人口規模がほぼ同じであること、議会基本条例施行議会が日本一あること、人口規模が1万人以下の市町村が0の県であることから、議会の活性化の条件が一番整っている県ではないかという仮説のもとに選んだ。

人口減少や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化（改革）することにより、住民が抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のある課題にも目を向けることがきる。当然、チーム議会をどう維持継続していくか、議会事務局との連携等、チーム議会には課題が多い。しかし、「意志あるところに道は開ける」である。強い意志こそ持続の源泉である。
この報告書は、議会の活性化に取組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとしている議会の参考になること願って作成した。

また、この報告書をまとめるにあたって、沖縄県内42県・市町村議会の議会事務局に調査票を送り、23の県・市町村議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げる。

以上

「2016沖縄県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人　公共政策研究所

〒003-0021　札幌市白石区栄通12丁目４番５－４０１号
電話・FAX：011-836-4315
E-mail：koukyou-seisaku@goo.jp
http://koukyou-seisaku.com/